

介護保険利用の手引き

介護保険課 資格賦課係	：介護保険の資格取得・喪失、介護保険料	☎088-823-9971
介護保険課 認定係	：要介護（要支援）認定	☎088-823-9931
介護保険課 給付係	：介護保険の給付サービス	☎088-823-9959
介護保険課 事業係	：介護サービス事業者の指定・苦情相談	☎088-823-9972
介護保険課 管理係	：介護保険課の庶務、管理	☎088-823-9927

編集・発行：高知市健康福祉部介護保険課
〒780-8571 高知市本町5丁目1-45
本庁舎2階 204 窓口
TEL 088-823-9927 FAX 088-824-8390



高知市

令和8（2026）年4月作成

介護保険は、その人らしい 自立した生活を支援する制度です

「できる限り、自分らしい自立した生活がしたい」

「今の住まいで暮らし続けたい」――。

介護保険制度は、加齢等により介護が必要な状態になっても、できる限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、個々のニーズや心身の状況に即した介護サービスを提供していくしくみです。

介護や支援が必要になったとき、各種介護サービスを利用しながら心身機能の維持や向上に取り組むことで、住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくための制度です。

介護保険法 ～抜粋～

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

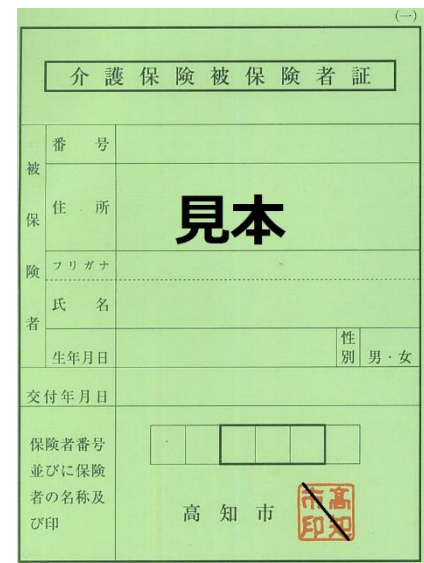
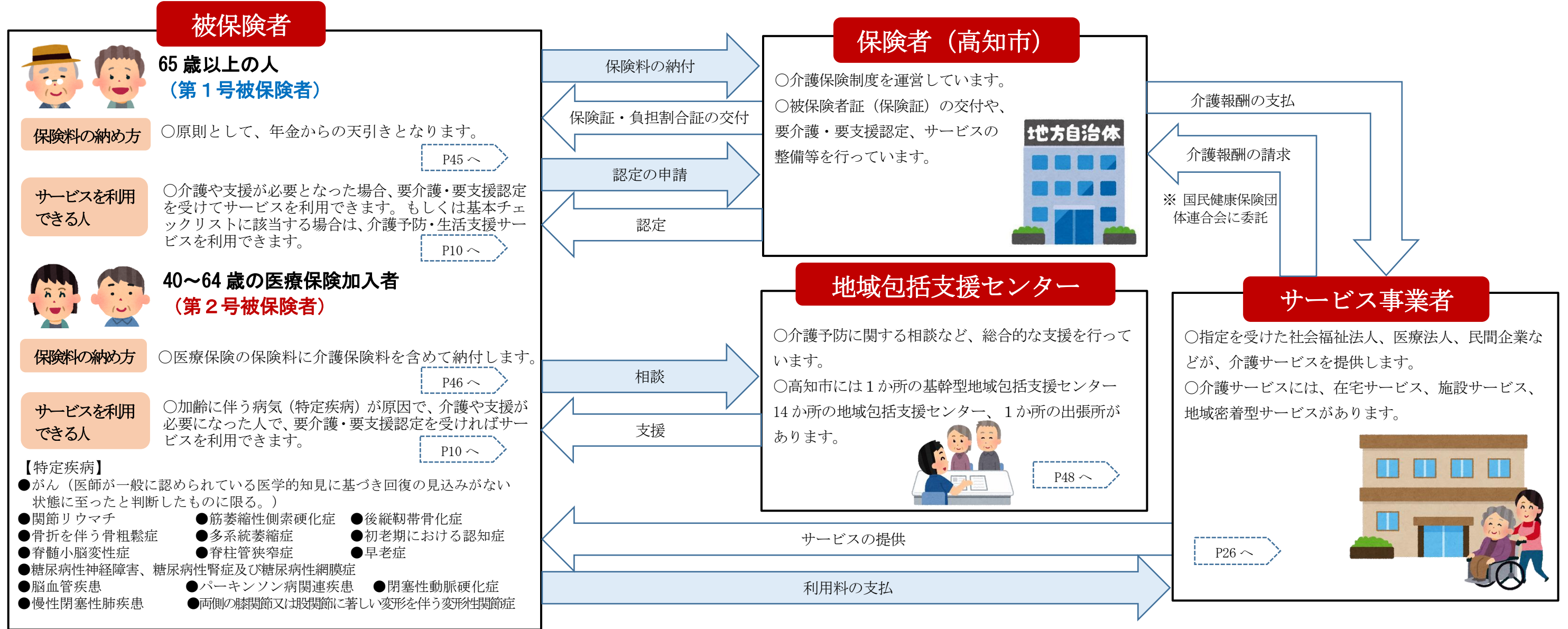
以下省略

も く じ

介護保険のしくみ	2
初めて介護サービス等を利用するには	4
「要介護認定を必要とするサービス」を利用するには	6
介護予防の取組みについて	8
要介護認定とは	10
ケアプランを作るには	11
サービスの費用	12
在宅サービスの費用	13
施設サービスの費用	14
利用者負担の軽減	18
利用できるサービス	26
在宅サービス	27
地域密着型サービス	37
施設サービス	42
介護保険料	43
65歳以上の人の介護保険料	43
40～64歳の人の介護保険料	46
高齢者の相談窓口	48
高知市地域包括支援センター	49
ケアプランセンター	50
介護保険以外のサービス等	52
介護保険以外の福祉サービス	52
介護保険以外の制度	56
介護保険以外の高齢者施設サービス	57
介護保険に関する税控除	59
介護や高齢者等に関する相談先	60
介護サービスに関する苦情等相談先	60
介護や高齢者等に関するその他の相談先	61
高知市の問い合わせ先	65

介護保険のしくみ

- ・介護保険の対象者は、40歳以上のすべての人です。市町村が保険者として運営し、国・都道府県がそれを支えます。
- ・財源は、国・都道府県・市町村の公費と、40歳以上の人が被保険者（加入者）として負担する保険料でまかいます。
- ・介護や支援が必要となった場合、認定を受ければ、費用の一部を支払って様々なサービスが利用できます。



被保険者証

- ・被保険者証とは、高知市が運営する介護保険の加入者であることの証明書のことです。介護サービスを利用するための情報が記載されています。
- ・被保険者の方がお亡くなりになった場合や、高知市から転出される場合は、介護保険課 資格賦課係又は各地域の窓口センターへご返却ください。



65歳以上の人 (第1号被保険者)

扶養関係や世帯構成にかかわらず、一人ひとり全員に交付され、65歳になる前月末に郵送されます。

こんなときに使います

- ▽要介護・要支援認定の申請をするとき・・・被保険者証を添えて認定の申請をすると、資格者証が交付されます。認定後、結果通知と要介護度を記載した被保険者証を交付します。
- ▽基本チェックリストを受けるとき
- ▽ケアプランなどの作成を依頼するとき・・・居宅介護支援事業所を変更するときや、自分で作成し届け出るときにも必要です。
- ▽介護サービスを利用するとき
- ▽償還払いなど保険給付の支給申請をするとき
- ▽保険料、利用者負担などの減免申請をするとき



40～64歳の医療保険加入者 (第2号被保険者)

要介護・要支援認定を受けた人や、交付申請をされた人に交付されます。65歳になる前に交付された人は、その被保険者証を引き続き利用します。



被保険者証に関するお問い合わせ

・・・介護保険課 資格賦課係 ☎823-9971


初めて介護サービス等を利用するには

65歳以上の方が対象です！

①相談します

介護サービス等
を利用したい人

・地域包括支援センターや介護保険課で、利用したいサービスなどについて相談します。



②認定申請前に確認します

・まず、「要介護・要支援新規認定申請時身体状況確認書」で次のような身体状況を確認します。

No.	確認事項
①	64歳以下の方（40～64歳の医療保険加入者で特定疾病に該当する方）
②	一人で歩くことが出来ない方（車いすに乗っている、寝たきりなど）
③	障がいのサービスを利用している方（障がい福祉サービス、地域生活支援事業など）
④	病気の回復が見込めずターミナル（終末期）の状態の方（がん末期など）
⑤	指定難病医療受給者証をお持ちの方
⑥	認知症により日常生活に支障をきたしている方
⑦	入浴が一人で出来ない方
⑧	在宅で医療系サービスの利用が必要な方（訪問看護など）
⑨	住宅改修や福祉用具のレンタルの希望がある方
⑩	ショートステイの利用希望がある方（介護施設に短期間宿泊して介護サービスを受けるもの）

いずれにも該当しない場合

いずれかに該当する場合

「要介護認定を必要とするサービス」を利用する

③要介護認定の申請をします P6へ

「介護予防のサービス等」を利用する

③介護予防の取組みを案内します

・あなたの日常生活の困りごとは、身体機能の改善で解消できる可能性があります。

・要介護認定を必要としないサービスや介護予防の取組みをご案内しますので、お住いの地区を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。

介護予防の取組みについては・・・ P8へ

地域包括支援センターは・・・ P48へ



④基本チェックリストによる判定

・地域包括支援センターで、心身や日常生活の状態など生活機能を調べる基本チェックリストを受け、介護予防・生活支援サービスの事業対象者となるか判定します。

基本チェックリスト

運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもりなどの25のチェック項目についての質問票です。

基本チェックリスト項目（抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか

▽生活機能に低下がみられた場合（事業対象者）

介護予防・生活支援サービスを利用できます。

・判定結果は、郵送します。

判定結果通知 } 判定結果や有効期間などが記載されています。

被保険者証 }

▽自立した生活を送れる場合

一般介護予防事業を利用できます。 P48へ

⑤ケアプランを作ります

・地域包括支援センターやケアマネジャーなどの専門職と一緒に高齢者になってもいきいきと元気に暮らせる生活を取り戻すための方法を考えていきます。

⑥サービスを利用します

・サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

介護予防・生活支援サービスを利用します。 P26へ

「要介護認定を必要とするサービス」を利用するには

③ 要介護認定の申請をします P4から

・介護サービスを利用するには、要介護・要支援認定が必要です。

- 申請先**
- ▽介護保険課 認定係
 - ▽各地域包括支援センター
 - ▽各地域の窓口センター

- 必要書類**
- ▽要介護・要支援認定申請書（窓口か介護保険課ホームページにあります）
 - ▽介護保険の保険証（65歳以上の人）



P10へ

④ 認定調査を受けます

・まず、心身の状態などを調べます。

訪問調査 介護認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状態を調べるため、本人や家族などに話を伺います。

主治医の意見書 生活機能の低下の原因となった病気やけが、心身の状態などについて、主治医に記載してもらいます。



・次に、審査・判定を行います。

一次判定（コンピュータ） 訪問調査の結果と主治医意見書の該当項目をコンピュータで処理し、仮の要介護度を判定します。

二次判定（介護認定審査会） 保健、医療、福祉の専門家による会議です。一次判定結果、訪問調査、主治医の意見書をもとに、総合的に判断し、要介護度を判定します。

⑥ ケアプランを作ります

・利用者の状況をもとに、ケアマネジャーとケアプランを作成します。

P11へ

こんな時はケアマネジャーへ

交通事故など第三者行為により介護サービスが必要になった場合、利用料を介護保険が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。示談前にご連絡ください。

要支援1・2の人

地域包括支援センターに相談します。

要介護1～5の人

▽在宅でサービスを利用する場合
居宅介護支援事業所へ作成を依頼します。

▽施設への入所を希望する場合
入所を希望する施設に直接申し込みます。
※ 介護老人福祉施設は要介護3～5の人が対象です。



⑤ 認定結果が届きます

・認定結果は、郵送します。

認定結果通知書

被保険者証

負担割合証

要介護度や認定の有効期間など認定結果が記載されています。

要介護・要支援と認定された人に送付され、介護サービス利用料の負担割合が記載されています。

要支援1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

要介護1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

非該当

要介護・要支援に認定されなかった人
（要介護認定を必要としないサービスや介護予防の取組をご案内しますので、お住いの地区を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。）

地域包括支援センターは・・・ P48へ

⑦ サービスを利用します

・サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

P26へ

要支援1・2の人

介護予防サービスを利用します。
（地域密着型サービス含む）

要介護1～5の人

▽在宅でサービスを利用する場合
介護サービスを利用します。
（地域密着型サービス含む）

▽施設への入所を希望する場合
施設サービスを利用します。










介護予防の取組みについて

- 本市では、要支援認定を受けた方や、介護が必要になるおそれのある高齢者の方々が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けられるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という）を実施しています。
- この総合事業には、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防」の2つの取組があります。

介護予防・生活支援サービス

従前の介護予防サービスに加え、地域の団体やボランティアなどによる多様なサービスがあります。

類型	従前型（専門職によるサービス）		サービス・活動A		サービス・活動B		サービス・活動C
	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型
内容	身体介護が必要な方や、同居家族等の支援が受けられない方に対して、ヘルパー等が訪問し、自分で行えない生活支援を行います。 	通いのサービスで、日常生活を維持・向上させるための訓練や、食事・入浴などの介護サービスを行います。 	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の支援を1時間程度行います。 	スーパーの一角を利用して、バイタルチェックや介護予防プログラムを行うとともに、買い物による身体機能の向上を図ります。 	住民主体による身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活支援を30分程度行います。 	住民主体による介護予防を目的とした通いの場で、交流や食事提供などを行う。また、サービス利用者を送迎する移動支援を行います。 	リハビリ専門職などが、ご家庭を訪問し、自宅での生活を続けるために必要な動作獲得や福祉用具の活用、住宅改修の工夫について助言し、自立した在宅生活に向けた支援を短期集中的に（概ね3か月）行います。 
対象者	事業対象者・要支援者		事業対象者・要支援者		事業対象者・要支援者 上記以外でも利用可能		事業対象者・要支援者
利用料	介護度・負担割合によって異なります。		週1回程度 1回200円	事業対象者 1,439円 要支援1 1,439円 要支援2 2,898円	各事業所によって異なります。		無料 (消耗品等の実費負担有)

一般介護予防

運動・栄養・口腔ケア・認知症予防などに地域で取り組む活動です。

地域で取り組む介護予防体操

高知市では、「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」「しゃきしゃき百歳体操」などを地域住民の皆さんが主体となって各地区で実施しています。

高知市内では、350か所以上で開催されています。



体操参加とボランティアでポイント

地域でのいきいき百歳体操への参加や、介護施設などでのボランティア活動に応じてポイントが貯まり、商品券などに交換できる「こうち笑顔マイレージ制度」があります。社会参加をしながら、楽しくポイント活してみませんか？



要介護認定とは



お問い合わせ先…高知市介護保険課 認定係 ☎823-9931

要介護認定とは、本人の心身の状況によってその人に必要とされる介護の程度を判定するものです。要介護・要支援認定には有効期間があり、有効期間満了日までに更新の手続きが必要です。

認定申請

- ・本人又は家族以外に、成年後見人、居宅介護支援事業者、介護保険施設等が代行できます。
- ・認定の申請から認定を受けるまでの手続きは無料です。
- ・申請後、認定結果が通知されるまでの間でも介護サービスを利用できる場合があります。ただし、認定の結果が「非該当」となった場合は、サービスの利用料は全額自己負担となります。

要介護認定後に、別の市町村へ住所変更した場合は？

- 住所変更後 14 日以内に転入先の市町村の介護保険課窓口で「転入継続」の手続きが必要です。引越先の市町村から被保険者証が交付されます。
(住所変更後の住所が住所地特例対象施設の場合は、「転入継続」の手続きは不要です。)



認定結果

- ・申請から 1～2 か月で、認定結果を通知します。認定結果までに日時を要する場合、延期通知でお知らせします。
- ・認定結果に不服があるときは、高知県介護保険審査会 (☎823-9786) に不服申立 (審査請求) を行うことができます。

認定の有効期間内に、心身の状態が変化した場合？

- 認定された要介護度の状態に当てはまらなくなった時は、変更の申請ができます。

▼ 要介護度別の状態の例と利用できるサービス

要介護度	状態の例	利用できるサービス
要支援 1	日常生活機能の一部に若干の低下が認められ、要介護状態とならないよう支援が必要な状態	・介護保険の介護予防サービス (地域密着型サービス含む)
要支援 2	日常生活機能の一部に低下が認められ、要介護状態とならないよう支援が必要な状態	・介護予防・生活支援サービス P26 へ
要介護 1	立ち上がり・歩行等に不安定さがみられ、排せつ・入浴等に部分的な介助を要する状態	介護保険の介護サービス (地域密着型サービス含む) P26 へ
要介護 2	立ち上がり・歩行等が自力ではできない場合が多く、排せつ・入浴等に部分的又は全介助を要する状態	
要介護 3	立ち上がり・歩行等が自力ではできず、排せつ・入浴に全面的な介助を要する状態	
要介護 4	日常生活を行う能力がかなり低下しており、全面的な介護が必要な場合が多い。また、尿意便意が見られなくなる場合もある状態	
要介護 5	日常生活を行う能力が著しく低下しており、全面的な介護が常時必要な場合が多い。また、意思伝達がほとんど、又は全くできない場合が多い状態	
非該当	社会的支援を要するに至っていない状態 (自立)	介護保険以外のサービス P52 へ
事業対象者	若干の低下はしているが自立の可能性が高い方	介護予防・生活支援サービス P26 へ

ケアプランを作るには

下記の依頼先までご相談ください。（本人や家族が作成できる場合もあります。）
福祉用具の購入や住宅改修の希望についても、お気軽にご相談ください。
なお、ケアプラン作成費の本人負担はありません。

▽認定申請中に早急に介護サービス等を利用したい場合は、認定前でも「暫定ケアプラン」を作成して利用できます。事前にご相談ください。

▽（基幹型）地域包括支援センターの職員やケアマネジャーは、サービス利用中も利用者や家族、サービス事業者と連携を図り、サービス実施状況の把握（モニタリング）や計画変更の必要性を検討します。

事業対象者・要支援1・2の人

相談先

- ・お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。
ケアプランの作成は基幹型地域包括支援センター ケアプランセンター及び一部地域包括支援センターが担当します。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

▽在宅でサービスを利用する場合は、介護予防ケアプラン（介護予防サービス・支援計画）を作成します。

要介護1～5の人

依頼先（在宅でサービスを利用する場合）

- ・居宅介護支援事業所のケアマネジャー
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

▽在宅でサービスを利用する場合は、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。
▽担当のケアマネジャーが決まったら「居宅サービス計画作成依頼届」を介護保険課 給付係に提出します。（ケアマネジャーが代行可）

依頼先（施設への入所を希望する場合）

入所希望の施設でケアプランを作成します。

地域包括支援センター



保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員が、介護に関する相談を受けたり、地域の医療機関や介護サービス事業所、NPO等と連携し、住み慣れた地域での高齢者の生活を支援します。

P48へ

居宅介護支援事業所



ケアマネジャーが在籍する事業所です。

介護に関する相談に応じるほか、利用者が適切なサービスを利用できるように市町村や事業所等との連絡調整などを行います。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持つ専門家です。

保健・医療・福祉の業務に一定期間従事した者で、都道府県が実施する試験に合格し、実務研修課程を修了しています。





▼サービスを利用したときは、サービス費用の1割、2割又は3割を負担します。

3割	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の前年の合計所得金額（※1）（※2）が220万円以上で、 ●同一世帯の65歳以上の「課税年金収入額（※3）＋年金以外の合計所得金額（※4）」の合計が <ul style="list-style-type: none"> ・1人の場合 = 340万円以上 ・2人以上の場合 = 463万円以上
2割	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の前年の合計所得金額が160万円以上で、 ●同一世帯の65歳以上の「課税年金収入額（※3）＋年金以外の合計所得金額（※4）」の合計が <ul style="list-style-type: none"> ・1人の場合 = 280万円以上 ・2人以上の場合 = 346万円以上
1割	以上にあてはまらない人、市町村民税非課税者、生活保護受給者、40～64歳の人

通いや入所サービスの場合は、食費・部屋代・日常生活費などが別途必要です。

※1・・・合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

また、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額とします。

※3・・・課税年金収入額とは、公的年金等の収入金額をいいます。障害者年金・遺族年金等は含まれません。

平成30年度税制改正に伴う利用者負担に係る所得の算定方法の見直し【令和3年8月以降】

※2 合計所得金額

給与所得又は公的年金等所得が含まれている場合は、給与所得又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した後の金額を算定に用います。

※4 年金以外の合計所得金額

所得金額調整控除（※5）の適用が

・ある場合・・・年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えた額から10万円を控除した後の金額を算定に用います。

・ない場合・・・年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除した後の金額を算定に用います。

※5 所得金額調整控除

給与所得及び公的年金等所得の金額の合計額が10万円を超えるものの合計所得金額を計算する場合は、給与所得（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等所得（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除。

負担割合証

要介護・要支援認定者には、利用者負担の割合を記載した「負担割合証」を交付します。サービス利用前に、被保険者証と一緒に事業所に提示してください。

※被保険者の方がお亡くなりになった場合や、高知市から転出される場合は、介護保険課 給付係又は各地域の窓口センターへご返却ください。

(水色)



在宅サービスの費用

▼在宅サービス利用時は、要介護度に応じた1か月あたりの「利用限度額」があります。
限度額の範囲内であれば、利用したサービス費の1割、2割又は3割が自己負担額です。
限度額を超えて利用した場合は、超えた分は全額自己負担となります。

▼在宅サービスの利用限度額と自己負担額（1割負担の場合）

要介護度 等	利用限度額	自己負担額 (限度額を超えない場合)
事業対象者	50,320 円／1か月	5,032 円
要支援 1	50,320 円／1か月	5,032 円
要支援 2	105,310 円／1か月	10,531 円
要介護 1	167,650 円／1か月	16,765 円
要介護 2	197,050 円／1か月	19,705 円
要介護 3	270,480 円／1か月	27,048 円
要介護 4	309,380 円／1か月	30,938 円
要介護 5	362,170 円／1か月	36,217 円
福祉用具購入費	100,000 円／年度	10,000 円
住宅改修費	200,000 円／住所地	20,000 円

下記のサービス利用時は、限度額は適用されません。

- ① 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型・短期利用を除く）
- ② 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ③ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑤ 居宅療養管理指導
- ⑥ 施設サービス

▼限度額の計算に含まれないサービス費（要介護・要支援・事業対象者共通）

- ・ 中山間地域等提供加算等
- ・ ターミナルケア加算
- ・ 緊急時訪問看護加算
- ・ 特別管理加算
- ・ 総合マネジメント体制強化加算
- ・ 訪問体制強化加算
- ・ 看護体制強化加算（複合型サービス）
- ・ サービス提供体制強化加算
- ・ 特別療養費
- ・ 特定診療費
- ・ 緊急時施設療養費
- ・ 同一建物等減算
- ・ 感染症等対応加算（通所系）
- ・ 介護職員等処遇改善加算 等



施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割、2割又は3割、②食費、③居住費、④日常生活費が利用者の負担となります。

▼施設サービス費の自己負担額（1割負担の場合）

入所する施設や要介護度等により、サービス費（1割、2割又は3割負担）が異なります。
また、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって、各種加算が加わります。

1日あたりサービス費（単位：円）

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	589	659	732	802	871
従来型個室	589	659	732	802	871
ユニット型個室的多床室	670	740	815	886	955
ユニット型個室	670	740	815	886	955

介護老人保健施設 （基本型）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	793	843	908	961	1,012
従来型個室	717	763	828	883	932
ユニット型個室的多床室	802	848	913	968	1,018
ユニット型個室	802	848	913	968	1,018

介護療養型老人保健施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	839	918	1,016	1,092	1,170
従来型個室	758	837	933	1,013	1,089
ユニット型個室的多床室	928	1,007	1,104	1,181	1,259
ユニット型個室	928	1,007	1,104	1,181	1,259

介護医療院（I型）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	833	943	1,182	1,283	1,375
従来型個室	721	832	1,070	1,172	1,263
ユニット型個室的多床室	850	960	1,199	1,300	1,392
ユニット型個室	850	960	1,199	1,300	1,392

▼施設サービスを1か月間（31日）利用した場合の自己負担額（1割負担の場合）

施設サービス費は、高額介護サービス費の給付を受ける前の額です。

負担段階（1～4段階）の区分は、P20・21の負担段階（負担限度額認定証）と同じです。

第4段階の人の食費・部屋代（居住費）は、国の定める基準費用額で算出しています。

◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※ 要介護5の場合（令和6年8月から）

（単位：円）

利用者 負担段階	居室の種類	負担合計	施設サービス費 (1割負担の場合)	食費	令和6年8月～ 居住費
第1段階	多床室	36,301	27,001	9,300	0
	従来型個室	48,081	27,001		11,780
	ユニット型個室的多床室	55,955	29,605		17,050
	ユニット型個室	66,185	29,605		27,280
第2段階	多床室	52,421	27,001	12,090	13,330
	従来型個室	53,971	27,001		14,880
	ユニット型個室的多床室	58,745	29,605		17,050
	ユニット型個室	68,975	29,605		27,280
第3段階 ①	多床室	60,481	27,001	20,150	13,330
	従来型個室	74,431	27,001		27,280
	ユニット型個室的多床室	92,225	29,605		42,470
	ユニット型個室	92,225	29,605		42,470
第3段階 ②	多床室	82,491	27,001	42,160	13,330
	従来型個室	96,441	27,001		27,280
	ユニット型個室的多床室	114,235	29,605		42,470
	ユニット型個室	114,235	29,605		42,470
第4段階	多床室	100,161	27,001	44,795	28,365
	従来型個室	109,957	27,001		38,161
	ユニット型個室的多床室	127,968	29,605		53,568
	ユニット型個室	138,446	29,605		64,046

◇介護老人保健施設（老人保健施設） ※ 要介護5の場合（令和6年8月から）

（単位：円）

利用者 負担段階	居室の種類	負担合計	施設サービス費 (1割負担の場合)	食費	令和6年8月～ 居住費
第1段階	多床室	40,672	31,372	9,300	0
	従来型個室	55,242	28,892		17,050
	ユニット型個室的多床室	57,908	31,558		17,050
	ユニット型個室	68,138	31,558		27,280
第2段階	多床室	56,792	31,372	12,090	13,330
	従来型個室	58,032	28,892		17,050
	ユニット型個室的多床室	60,698	31,558		17,050
	ユニット型個室	70,928	31,558		27,280
第3段階 ①	多床室	64,852	31,372	20,150	13,330
	従来型個室	91,512	28,892		42,470
	ユニット型個室的多床室	94,178	31,558		42,470
	ユニット型個室	94,178	31,558		42,470
第3段階 ②	多床室	86,862	31,372	42,160	13,330
	従来型個室	113,522	28,892		42,470
	ユニット型個室的多床室	116,188	31,558		42,470
	ユニット型個室	116,188	31,558		42,470
第4段階	多床室	89,714	31,372	44,795	13,547
	従来型個室	127,255	28,892		53,568
	ユニット型個室的多床室	129,921	31,558		53,568
	ユニット型個室	140,399	31,558		64,046

◇介護医療院（I型：療養機能強化型A相当） ※ 要介護5の場合（令和6年8月から）

（単位：円）

利用者負担段階	居室の種類	負担合計	施設サービス費 (1割負担の場合)	食費	令和6年8月～ 居住費
第1段階	多床室	51,925	42,625	9,300	0
	従来型個室	65,503	39,153		17,050
	ユニット型個室的多床室	69,502	43,152		17,050
	ユニット型個室	79,732	43,152		27,280
第2段階	多床室	68,045	42,625	12,090	13,330
	従来型個室	68,293	39,153		17,050
	ユニット型個室的多床室	72,292	43,152		17,050
	ユニット型個室	82,522	43,152		27,280
第3段階 ①	多床室	76,105	42,625	20,150	13,330
	従来型個室	101,773	39,153		42,470
	ユニット型個室的多床室	105,772	43,152		42,470
	ユニット型個室	105,772	43,152		42,470
第3段階 ②	多床室	98,115	42,625	42,160	13,330
	従来型個室	123,783	39,153		42,470
	ユニット型個室的多床室	127,782	43,152		42,470
	ユニット型個室	127,782	43,152		42,470
第4段階	多床室	100,967	42,625	44,795	13,547
	従来型個室	137,516	39,153		53,568
	ユニット型個室的多床室	141,515	43,152		53,568
	ユニット型個室	151,993	43,152		64,046





1か月の自己負担額が高額になったときの軽減 … 高額介護サービス費

- ・ 1か月に支払った1割、2割又は3割負担の合計額が、世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた部分が下記の区分段階に応じて**高額介護サービス費**として支給されます。
- ・ 高額介護サービス費の給付を受けるには**申請が必要**です。この給付の対象となる方には、申請書を郵送しますので、申請手続きをお願いします。
- ・ 2回目以降の給付は、初回に申し出の口座に振り込みます。（2回目以降申請手続きは不要です。）
- ・ 福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担分、サービス利用時の食費・居住費等の介護保険給付対象外の利用者負担分は除きます。
- ・ 第2号被保険者のみの世帯の場合、市町村民税課税世帯は44,400円が上限となります。

段階区分		負担上限額（月額）
市町村民税 課税 世帯 (現役並み所得者世帯)	世帯に市民税課税者がおり、世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が690万円以上の世帯	(世帯) 140,100円
	世帯に市民税課税者がおり、世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円以上690万円未満の世帯	(世帯) 93,000円
	世帯に市民税課税者がおり、世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が145万円以上380万円未満の世帯	(世帯) 44,400円
市町村民税 課税 世帯 (一般)	以上にあてはまらない、世帯のどなたかが市民税を課税されている世帯	(世帯) 44,400円
市町村民税 非課税 世帯		(世帯) 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額(※1)の合計が80万9,000円(※2)以下の人 ● 老齢福祉年金受給者 		(個人) 15,000円
● 生活保護の被保護者		(個人) 15,000円
● 15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 →		(世帯) 15,000円

※1・・・詳細についてはP12をご参照ください。

※2・・・令和8年8月利用分から82万6,500円に改正されます。

1年間の介護保険と医療保険の自己負担が高額になった時の軽減…高額医療合算介護サービス費

- ・介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額なとき、高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給されます。
- ・世帯の1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の介護保険（総合事業含む）と医療保険・後期高齢者医療の自己負担額を、7月31日時点での医療の世帯で合算し、世帯の所得区分に応じて定められた合算算定基準額（自己負担の上限額）を超える場合に、その超えた分がそれぞれ加入していた保険者から支給されます。
- ・対象となる方には、申請書が各医療保険の保険者から郵送されますので申請手続きをお願いします。

算定について

- ・保険診療対象外の医療費や入院・入所時等の食費・居住費、福祉用具購入費及び住宅改修費の自己負担分などは、ここでの自己負担額には含まれません。
- ・既に払い戻しされている（医療保険の）高額療養費や（介護保険の）高額介護サービス費などがある場合には、その支給額を控除してなお残る負担額が合算の対象となります。
- ・自己負担額の合算は、加入している医療保険ごとに行われますので、同じ世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません。
- ・医療にかかる自己負担額または介護にかかる自己負担額のいずれかが0円である場合や、合算後に限度額を超える金額が500円未満の場合は支給されません。

▼合算算定基準額（8月1日～翌年7月31日）



70歳以上の人がいる世帯		70歳未満の人がいる世帯	
所得区分 (被用者保険を除く)	基準額 (年額)	国民健康保険の場合の年間所得(上段) 被用者保険の場合(下段)	基準額 (年額)
課税所得 690万円以上	212万円	旧ただし書き所得 901万円超 標準報酬月額 83万円以上	212万円
課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円	旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下 標準報酬月額 53万円以上～79万円未満	141万円
課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円	旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下 標準報酬月額 28万円以上～50万円未満	67万円
課税所得 145万円未満 (一般)	56万円	旧ただし書き所得 210万円以下 標準報酬月額 26万円以下	60万円
低所得者 (市町村民税非課税世帯)	Ⅱ	市町村民税非課税世帯	34万円
	Ⅰ		

※ 世帯全員が市町村民税非課税でかつ各所得が必要経費を控除（年金の控除額は80万6,700円として計算）したときに0円となる場合は低所得者Ⅰの基準が適用となりますが、低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる場合は、低所得者Ⅱの基準が適用となります。

旧ただし書き所得＝総所得金額等－基礎控除（43万円）合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。

施設利用時の部屋代と食費の負担軽減

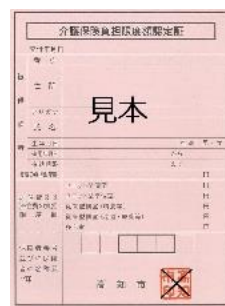
- ・介護保険施設などの入所及びショートステイ利用時の部屋代（居住費・滞在費）と食費は全額自己負担ですが、所得に応じた負担限度額により軽減する制度があります。
- ・負担限度額の適用を受けるためには、**申請が必要**です。申請時に、預貯金等の通帳や口座残高の写し等を提出ください。
- ・対象となる施設は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）、地域密着型介護老人福祉施設です。

※ 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護などの通所や宿泊サービスの食費・宿泊費、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の部屋代・食費・日常生活費は、対象外です。

負担限度額認定証

負担段階の認定を受けた人に交付されます。
利用する施設に提示してください。

※ 被保険者の方がお亡くなりになった場合や、高知市から転出される場合は、介護保険課 給付係 又は各地域の窓口センターへご返却ください。



(ピンク色)

居室の種類については、右表のように分けられます。また、居室の種類によって、居住費（滞在費）の内訳は異なります。

居室の種類		居住費（滞在費）の内訳
ユニット型個室	共有リビングがある完全個室部屋	室料+光熱水費相当
ユニット型個室的多床室	共有リビングがある簡易個室部屋	
従来型個室	共有リビングがない個室部屋	
多床室	相部屋	光熱水費相当のみ

▼基準費用額 【1日につき】

居住費（滞在費）						食費	
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		施設	ショート
		介護老人保健施設 短期入所療養介護 介護医療院	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 短期入所療養介護 介護医療院	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
2,066 円	1,728 円	1,728 円	1,231 円	437 円 (注)	915 円	1,445 円 令和8年8月利用から 1,545 円	

(注) 室料を徴収する場合(「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設(※)または「II型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。))が対象は697円。
※ 算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度(ただし、令和7年8月から令和9年7月までは令和6年度の実績)において、「その他型」または「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

▼ 1日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額

次の①、②両方の要件を満たす場合に負担限度額認定の対象となります。

- ① 世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者（※1）が市町村民税非課税である
- ② 各段階における預貯金等（※2）が下記の金額を超えていない

第1段階：単身 1,000万円 夫婦 2,000万円

第2段階：単身 650万円 夫婦 1,650万円

第3段階①：単身 550万円 夫婦 1,550万円

第3段階②：単身 500万円 夫婦 1,500万円

・40～64歳の第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円 夫婦2,000万円

【令和8年8月利用分から変更】

負担段階		居住費（滞在費）					食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施設	ショート
				介護老人 保健施設 短期入所 療養介護 介護医療院	介護老人 福祉施設 短期入所 生活介護			
第1 段階	生活保護受給者	880円	550円	550円	380円	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者							
第2 段階	課税年金収入額 （※3）＋非課税年 金収入額（※4）＋ その他の合計所得 金額が80.9万円 （※5）以下の人	880円	550円	550円	480円	430円	390円	600円
第3 段階 ①	課税年金収入額 （※3）＋非課税年 金収入額（※4）＋ その他の合計所得 金額が80.9万円 （※5）超120万円 以下の人	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	650円 ↓ 680円	1,000円 ↓ 1,030円
第3 段階 ②	課税年金収入額 （※3）＋非課税年 金収入額（※4）＋ その他の合計所得 金額が120万円超 の人	1,370円 ↓ 1,470円	1,370円 ↓ 1,470円	1,370円 ↓ 1,470円	880円 ↓ 980円	430円 ↓ 530円 (注)	1,360円 ↓ 1,420円	1,300円 ↓ 1,360円

(注) 特養等と老健・医療院（室料を徴収する場合）530円。老健・医療院（室料を徴収しない場合）430円。

※1・・・事実上婚姻関係と同様の事情にある人や、世帯分離している配偶者も含まれます。

※2・・・現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託、有価証券、金銀などの時価評価額が容易に把握できる貴金属の額（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）が、基準額以下の方が対象です。

※3・・・詳細については、P12をご参照ください。

※4・・・遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む）、障害年金も収入に含めます（弔慰金、給付金などは対象外）。

※5・・・令和8年8月利用分から82万6,500円に改正されます。

市民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

- ・負担段階が「第4段階」の方でも、介護保険施設等に入所して居住費・食費を負担することにより在宅で生活されている方が生計困難にならないように、居住費・食費が軽減される制度（特例減額措置）があります。
- ・一定の要件を満たし申請により認められた場合、「第3段階②」と同様の負担の軽減を受けることができます。

特例減額措置の対象となる方

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① その属する世帯の構成員の数が2名以上であること。
 - ・世帯分離している配偶者の数も含まれます。施設入所により世帯が分かれた場合は、入所前の世帯に属するものとみなします。
(以下②～⑥において同じ)
- ② 世帯員が介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、「第4段階」の居住費・食費を負担していること。
 - ・施設入所にあたり世帯分離し、利用者負担第3段階以下になる場合は、適用されません。
 - ・ショートステイの利用にあたっては、この特例減額措置は適用になりません。
- ③ 全ての世帯員及び本人の配偶者(※1)の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額)の合計額から、施設の利用者負担、食費及び居住費の年間見込み額の合計額を控除した額が80万9,000円(令和8年8月から82万6,500円)以下であること。
- ④ 世帯員及び本人の配偶者(※1)の預貯金等が450万円以下であること。
 - ・預貯金等とは預貯金のほか、有価証券、債券等も含まれます。
- ⑤ 世帯員及び本人の配偶者(※1)の日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 世帯員及び本人の配偶者(※1)が介護保険料(※2)を滞納していないこと。

※1・・・事実上婚姻関係と同様の事情にある人や、世帯分離している配偶者も含まれます。

※2・・・40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)は医療保険各法の保険料です。

特例減額措置の内容

上記③の要件に該当しなくなるまで、居住費もしくは食費、又はその両方について、利用者負担「第3段階」の負担限度額を適用する取扱いとします。

〔申請に必要なもの〕

- 1 介護保険負担限度額認定申請書(市町村民税課税層における食費・居住費の特例措置)
- 2 同意書
- 3 収入状況等申告書(食費・居住費の特例減額措置用)
- 4 確認資料
 - ① 利用者負担金等が確認できる施設の契約書の写し(契約書に料金の記載がない場合は、利用料金が分かる領収証等)
 - ② 固定資産税課税証明書(固定資産税課税の場合)の写し
 - ③ 預貯金等が確認できる通帳(世帯全員)の写し
 - ④ その他必要な書類をお願いする場合があります。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

- ・下記の要件に該当する方で、「社会福祉法人が提供する減免対象サービス」を利用する場合、利用者負担が軽減される場合があります。
- ・社会福祉法人が、軽減するサービスとしての届出を行っているサービスを対象とします。

対象者の要件	対象サービス	軽減の対象	軽減の割合
<p>世帯全員が市町村民税非課税者で、①～⑤の要件を全て満たす人のうち、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に考慮し、生計が困難であると市長が認めた人。</p> <p>① 年間収入（非課税年金も含みます）が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>② 預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>③ 自らの住まい等日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・<u>短期入所生活介護</u> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用含む） ・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用含む） ・<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u> ・<u>特別養護老人ホーム</u> ・介護予防訪問介護に相当する事業 ・介護予防通所介護に相当する事業 <p>※介護予防サービス含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス費（1割負担） ・食費 ・居住費又は滞在費 ・宿泊費 	<p>原則1/4 （老齢福祉年金受給者は1/2）</p>
<p>生活保護受給者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>短期入所生活介護</u> ・<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u> ・<u>特別養護老人ホーム</u> <p>※介護予防サービス含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居住費又は滞在費（従来型個室・ユニット型個室的多床室・ユニット型個室に限る） 	<p>全額 （補足給付等の支給後の額）</p>

※ 下線の対象サービス（介護予防サービス含む）の食費、居住費又は滞在費の減額については、負担限度額認定者に限ります。

障害者の訪問介護（ホームヘルプサービス）利用時の負担軽減


- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によるホームヘルプサービス（身体介護、家事援助）を利用していた人が、介護保険の訪問介護を利用する場合において、以下の1と2のいずれにも該当する人は、申請により認められれば訪問介護の利用者負担額が全額免除されます。
- 1 障害者施策のホームヘルプサービス（身体介護、家事支援）の利用時において、生活保護境界層該当として定率負担額が「ゼロ円」の人。
 - 2 平成18年4月以降に、次のいずれかに該当することになった人。
 - ① 65歳到達以前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体介護、家事援助）を利用していた人で、65歳到達により介護保険の対象となった人。
 - ② 40～64歳までの人で、特定疾病により要介護認定を受け、訪問介護を必要とする人。

災害等でサービス利用料等の支払いが困難になった場合の負担軽減

- ・災害や収入の減少により利用者負担額の支払いが困難になった場合、申請により認められれば、利用者負担額が減免される特例制度があります。


生活保護境界層の人の負担軽減

- ・利用者負担や居住費、食費を支払うことで生活保護を必要とする状態になる場合、生活保護の申請を行い、「境界層」に該当する旨が証明されれば、①居住費、②食費、③高額介護サービス費の順に、より負担の軽い額に軽減され、生活保護を必要としない状態にする措置があります。

 お問い合わせ先…高知市福祉事務所 福祉管理課 ☎823-9444

障害福祉サービスを利用していた人の負担軽減

- ・60～65歳までの5年間継続して、障害福祉サービス（一部のサービスに限る）を利用していた人で、現在介護保険サービス（一部のサービスに限る）を利用し、市町村民税非課税世帯等一定の要件を満たす人には、介護保険の自己負担額を障害福祉より給付する「新高額障害福祉サービス等給付費」の制度があります。
- ・対象者には準備ができ次第、案内通知を発送しています。

 お問い合わせ先…高知市障がい福祉課 ☎823-9378

MEMO



利用できるサービス

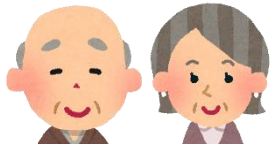


サービス内容について…高知市介護保険課 事業係

☎ 823-9972

サービス費用について…高知市介護保険課 給付係

☎ 823-9959



どんなサービス
があるの？

こんなサービスが
あります。



在：在宅サービス、地：地域密着型サービス、施：施設サービス

外出して介護やリハビリを受けたり、交流したい	在	通所介護、通所型サービス …P30 へ 通所リハビリテーション ※ …P31 へ
	地	地域密着型通所介護 …P40 へ
自宅で介護を受けたり、入浴したい	在	訪問介護、訪問型サービス …P27 へ 訪問入浴介護 …P28 へ
自分でできる動作や活動を増やしたい	在	訪問型サービスC …P27 へ
認知症に対応したサービスを受けたい	地	認知症対応型通所介護 …P39 へ 認知症対応型共同生活介護 …P40 へ
自宅でリハビリや医療チェックを受けたい	在	訪問看護 ※ …P28 へ 訪問リハビリテーション ※ …P29 へ 居宅療養管理指導 ※ …P29 へ
家族による自宅での介護が一時的に難しい	在	短期入所生活介護 …P32 へ 短期入所療養介護 …P33 へ
夜間にも介護をしてほしい	地	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …P38 へ
		※夜間対応型訪問介護は、現在高知市で開設している事業所はありません。
有料老人ホームなどで介護を受けたい	在	特定施設入居者生活介護 …P34 へ
	地	地域密着型特定施設入居者生活介護 …P41 へ
自宅での介護や泊まりなど、状況に応じて利用するサービスを選びたい	地	小規模多機能型居宅介護 …P37 へ 看護小規模多機能型居宅介護…P38 へ
介護保険が適用される施設に入所したい	施	介護老人福祉施設 …P42 へ 介護老人保健施設 …P42 へ 介護医療院 …P42 へ
	地	地域密着型介護老人福祉施設…P41 へ
自宅での介護環境を整えたい	在	福祉用具貸与 …P35 へ 特定福祉用具購入 …P35 へ 住宅改修 …P36 へ

令和6年度報酬改定により、各サービスの利用料金等は令和6年4月提供分から変更されました。

※のサービスについては、令和6年6月提供分から変更されました。

(詳細は、各案内ページ参照)

要介護1～5の人

訪問介護

▼ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつの介助などの身体介護や、掃除、洗濯などの生活援助を行います。
(生活援助は、原則、ひとり暮らし等の人が対象です。)

▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

利用する時間や回数ごと		
身体介護 中心	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上60分未満	387円
生活援助 中心	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等乗降車介助（1回・片道）		97円
初回加算（初回の1月）		200円
緊急時訪問介護加算（1回）		100円



- 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、上記単価に**25%**を、深夜（午後10時～午前6時）は、**50%**を加算します。
- 生活機能向上連携加算、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。



以下のサービスは訪問介護及び訪問型サービスの対象とはなりません

- 日常生活の援助の範囲を超えるサービスは、ホームヘルパーが行うことはできません。
- 例1) 直接本人の援助に該当しない行為
 ×家族の分の「洗濯、調理、買い物、自家用車の洗車」など
 - 例2) 日常生活の援助に該当しない行為
 ×庭の草むしり、×花木の水やり、×ペットの世話、×大掃除、×模様替えなど

事業対象者、要支援1・2の人

訪問型サービス

▼利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、自力では困難な行為について支援を行い、要介護状態になることを予防します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■訪問型サービス

利用の程度	事業対象者 要支援1 (1か月)	事業対象者 支援2 (1か月)
週1回程度	1,176円	1,176円
週2回程度	2,349円	2,349円
週2回を超える		3,727円
初回加算（初回の1月）		200円

■訪問型サービスA

利用の程度	事業対象者 要支援1 (1回につき)	事業対象者 要支援2 (1回につき)
週1回程度	200円	200円

■訪問型サービスB

住民ボランティア等が自宅に訪問して、生活のちょっとした困りごとの生活援助を行います。

- 利用の程度や利用料は各活動団体により異なります。

■訪問型サービスC

高齢者が住み慣れた地域や自宅で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、理学療法士又は作業療法士等を個人宅に派遣し、生活機能の向上や身体機能維持のために、地域の体操会場や社会資源への参加を支援する事業です。

利用の期間	利用料
原則3か月まで	無料（消耗品等の実費負担有）

要介護1～5の人

訪問入浴介護

▼浴槽を設置した車等で、看護職員や介護職員が自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要介護（1回あたり） 1,266円
初回加算 200円

要支援1・2の人

介護予防 訪問入浴介護

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要支援（1回あたり） 856円
初回加算 200円

●サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

要介護1～5の人

訪問看護

▼通院が困難な疾患等を抱えている利用者の自宅に、主治医の指示を受けた看護師などが訪問し、医師の指示に従って、療養上の世話や診療の補助を行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要支援1・2の人

介護予防 訪問看護

▼通院が困難な疾患等を抱えている利用者の自宅に、主治医の指示を受けた看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

		要介護	要支援
訪問看護ステーションから訪問する場合	20分未満	314円	303円
	30分未満	471円	451円
	30分以上1時間未満	823円	794円
	1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円
	理学療法士等による訪問の場合	294円	284円
	緊急時訪問看護加算（1か月につき）	I 600円 II 574円	
病院・診療所から訪問する場合	20分未満	266円	256円
	30分未満	399円	382円
	30分以上1時間未満	574円	553円
	1時間以上1時間30分未満	844円	814円
	緊急時訪問看護加算（1か月につき）	I 325円 II 315円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合（1か月につき）		2,961円	
※要支援の人は対象外	※要介護5の人への訪問看護（1か月につき）	800円	
初回加算（初回の1月）		I 350円 II 300円	

- 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、上記単価に**25%**を、深夜（午後10時～午前6時）は、上記単価に**50%**を加算。
- 手厚い看護体制がとられた場合などは別に加算があります。

要介護1～5の人

訪問リハビリテーション

- ▼通院が困難な利用者の自宅を訪問し、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理を行う医師の指示に基づき、計画的に理学療法、作業療法等のリハビリテーションを提供します。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

1回につき	308円
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日 退院日等から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算	イ 180円/月 ロ 213円/月 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 +270円/月

要支援1・2の人

介護予防
訪問リハビリテーション

- ▼通院が困難な利用者の自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を目的として、医学的管理を行う医師の指示に基づき、計画的に理学療法、作業療法等のリハビリテーションを提供します。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

1回につき	298円
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日 退院日等から3か月以内

●移行支援を行った場合などは、別に加算があります。

要介護1～5の人

居宅療養管理指導

- ▼通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理・指導を行い、療養生活の質の向上を図るものです。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

	要介護度に関係なく、利用する時間や回数ごと	算定限度
医師	単一建物居住者(※1)が1人	515円
	〃 2～9人	487円
	〃 10人以上	446円
歯科医師	単一建物居住者(※1)が1人	517円
	〃 2～9人	487円
	〃 10人以上	441円
病院・診療所の 薬剤師	単一建物居住者(※1)が1人	566円
	〃 2～9人	417円
	〃 10人以上	380円
薬局の薬剤師	単一建物居住者(※1)が1人	518円
	〃 2～9人	379円
	〃 10人以上	342円
管理栄養士	単一建物居住者(※1)が1人	545円
	〃 2～9人	487円
	〃 10人以上	444円
歯科衛生士	単一建物居住者(※1)が1人	362円
	〃 2～9人	326円
	〃 10人以上	295円

※1・・・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、マンション等の集合住宅等に入居（入所）している利用者、又は（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護等のサービスを受けている利用者。

※2・・・がん末期の利用者、中心静脈栄養を受けている利用者は、週2回かつ月8回まで。

※3・・・がん末期の利用者は、1月に6回まで。

要支援1・2の人

介護予防
居宅療養管理指導

- ▼通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理・指導を行うことで、心身機能の維持改善を図り、生活機能の向上を目指すものです。

要介護1～5の人

通所介護（デイサービス）

▼定員19名以上のデイサービス事業所に
通い、入浴・排せつ・食事等の介護、日
常生活上の世話、機能訓練などを提供
し、利用者の社会的孤立感の解消や心
身機能の維持、家族の身体的精神的負
担の軽減を図ります。

最長14時間まで保険適用される場合が
あります。

▼共生型サービスの指定を受けた障害福
祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■通常規模型 ■1回につき	5～6時間 の場合	6～7時間 の場合
	要介護1	570円
要介護2	673円	689円
要介護3	777円	796円
要介護4	880円	901円
要介護5	984円	1,008円

■大規模（Ⅰ） ■1回につき	5～6時間 の場合	6～7時間 の場合
	要介護1	544円
要介護2	643円	667円
要介護3	743円	770円
要介護4	840円	871円
要介護5	940円	974円

■大規模（Ⅱ） ■1回につき	5～6時間 の場合	6～7時間 の場合
	要介護1	525円
要介護2	620円	641円
要介護3	715円	740円
要介護4	812円	839円
要介護5	907円	939円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 手厚い職員配置、入浴や個別機能訓練を行った場
合などの加算や、介護職員等処遇改善加算などが、
別に加算されます。

事業対象者、要支援1・2の人

通所型サービス

▼デイサービス事業所に通い、心身機能
の維持・回復を図り、生活機能の維持・
向上を目指して日常生活を支援する
基本サービスの他、選択サービスを提供
します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■通所型サービス

■1か月につき	
事業対象者・要支援1	1,798円
事業対象者・要支援2	3,621円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスや入浴サービスは、基本サービ
ス費に含まれます。
- 介護職員等処遇改善加算などが、別に加算さ
れます。

■通所型サービスA

スーパーの一部を事業所とし、体操や
買い物をするにより、心身機能の
維持・回復を図り、生活機能の維持・
向上を目指して支援するサービスを
提供します。

■1か月につき	
事業対象者・要支援1	1,439円
事業対象者・要支援2	2,898円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれま
す。

■通所型サービスB

住民ボランティア等が運営する地域
の人が集まる通いの場です。

- 利用の程度・利用料は各活動団体により異
なります。



要介護1～5の人

通所リハビリテーション
(デイケア)

▼利用者の能力に応じた日常生活を営むために、心身機能の維持回復を図る必要があると主治医が認めた場合に、介護老人保健施設や病院に通って、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■通常規模型	
■1回につき 「6～7時間」の場合	
要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円
入浴介助を行った場合	加算(Ⅰ) 40円/日 加算(Ⅱ) 60円/日
リハビリテーション マネジメント加算	イ 560円/月(※1) 240円/月(※2) ロ 593円/月(※1) 273円/月(※2) ハ 793円/月(※1) 473円/月(※2) <small>事業所の医師が利用者又はその 家族に対して説明し、利用者の 同意を得た場合</small> +270円/月
短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	110円/日

※1・・・同意を得た日から6か月以内

※2・・・同意を得た日から6か月超

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 手厚い職員配置、栄養改善サービス、社会参加支援を行った場合の加算や、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

要支援1・2の人

介護予防
通所リハビリテーション

▼個々の能力に応じた日常生活を営むために、主治医が必要と認める場合に、介護老人保健施設や病院に通って、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■1か月につき	
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円
栄養改善加算 (選択)	200円
口腔機能向上加算 (選択)	(Ⅰ)150円 (Ⅱ)160円
一体的サービス 提供加算	480円

- 月の途中から利用した場合も、原則月額の自己負担額となります。
- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスや入浴サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。



要介護1～5の人

短期入所生活介護

- ▼特別養護老人ホームなどに短期間滞在し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを提供します。
- ▼家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに、家族の病気や冠婚葬祭、出張など自宅での介護が困難な場合に利用できます。
- ▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
併設型 短期入所（費用／1日）

	多床室・ 従来型個室	ユニット型 個室
要介護1	603円	704円
要介護2	672円	772円
要介護3	745円	847円
要介護4	815円	918円
要介護5	884円	987円

- 夜間における手厚い職員配置や手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員等処遇改善加算など、別に加算されます。
- 食費、滞在費、日常生活費などは自己負担です。
- おむつ代は、サービス費に含まれます。

要支援1・2の人

介護予防
短期入所生活介護

- ▼自宅での介護が一時的に困難になったときなど、特別養護老人ホームなどに短期間滞在し、生活機能の低下を招かないように、日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
- ▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
併設型 介護予防短期入所（費用／1日）

	多床室・ 従来型個室	ユニット型 個室
要支援1	451円	529円
要支援2	561円	656円



要介護1～5の人

短期入所療養介護
(老健施設、介護医療院の短期入所)

▼老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを提供します。家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
老人保健施設（費用／1日）（基本型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	830円	753円	836円
要介護2	880円	801円	883円
要介護3	944円	864円	948円
要介護4	997円	918円	1,003円
要介護5	1,052円	971円	1,056円

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
介護医療院（費用／1日）（I型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	894円	778円	911円
要介護2	1,006円	893円	1,023円
要介護3	1,250円	1,136円	1,268円
要介護4	1,353円	1,240円	1,371円
要介護5	1,446円	1,333円	1,464円

- 夜間における手厚い職員配置や手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員等処遇改善加算など、別に加算されます。
- 食費、滞在費、日常生活費などは自己負担です。
- おむつ代は、サービス費に含まれます。

要支援1・2の人

介護予防
短期入所療養介護

▼老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを提供し、療養生活の向上と心身機能の維持回復を図り、生活機能の向上を目指します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
老人保健施設（費用／1日）（基本型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	613円	579円	624円
要支援2	774円	726円	789円

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
介護医療院（費用／1日）（I型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	666円	603円	687円
要支援2	827円	741円	852円

要介護1～5の人

特定施設入居者生活介護

- ▼介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。
- ▼一般型と外部サービス利用型の2種類の提供形態があります。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

	一般型 特定施設入居者生活介護 (費用/1日)	一般型 短期利用 特定施設入居者生活介護 (費用/1日)
要介護1	542円	538円
要介護2	609円	604円
要介護3	679円	674円
要介護4	744円	738円
要介護5	813円	807円
個別機能訓練加算	(I)12円/日 (II)20円/月	—
協力医療機関連携加算 (※)	100円/月 40円/月	—

外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護 (費用/月)	
【 ① + ② の限度額 】	
要介護1	16,355円
要介護2	18,362円
要介護3	20,490円
要介護4	22,435円
要介護5	24,533円

- ① 基本サービス（1日につき） 84円
- ② 各サービス部分
 - ◆訪問介護
 - 身体介護（15分未満） 94円
 - 生活援助（15分未満） 48円
 - 通院等乗降車介助（1回） 85円
 - ◆他の訪問系、通所サービス
 - 通常の各サービスの基本部分 ×90/100
 - ◆福祉用具貸与
 - 通常の福祉用具貸与と同様
- 家賃、食費、おむつ代などは、自己負担です。

要支援1・2の人

介護予防

特定施設入居者生活介護

- ▼介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、入浴、食事などの日常生活上の世話、介護予防を目的とした機能訓練などを提供します。
- ▼一般型と外部サービス利用型の2種類の提供形態があります。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

一般型介護予防 特定施設入居者生活介護 (費用/1日)	
要支援1	183円
要支援2	313円
個別機能訓練加算	(I)12円/日 (II)20円/月
協力医療機関連携加算 (※)	100円/月 40円/月

- 手厚い職員配置、手厚い看護体制がとられている場合の加算や介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。
- (※) 加算の上段は「相談・診療を行う体制の医療機関」の場合、下段は「それ以外」の場合の金額です。

介護予防外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護 (費用/月)	
【 ① + ② の限度額 】	
要支援1	5,032円
要支援2	10,531円

- ① 基本サービス（1日につき） 57円
- ② 各サービス部分
 - ◆他の訪問系、通所サービス
 - 通常の各サービスの基本部分 ×90/100
 - ◆福祉用具貸与
 - 通常の福祉用具貸与と同様
- 月の途中から利用した場合も、原則月額の自己負担額となります。
- 家賃、食費、おむつ代などは、自己負担です。

要介護1～5の人

福祉用具貸与

▼利用者の心身の状況や希望、環境などを踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、調整等を行い、貸与することで日常生活の自立を支援し、機能訓練を図るとともに介護者の負担軽減を図ります。

対象となる福祉用具 ☆印の一部は利用者の選択により購入が可能	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり(工事を伴わないもの)	○	○	○
スロープ(工事を伴わないもの)☆			
歩行器☆			
歩行補助つえ☆	×	○	○
車いす(付属品を含む)			
特殊寝台(付属品を含む)			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト(つり具部分を除く)			
自動排泄処理装置	尿のみ	○	○
	尿と便	×	×

要支援1・2の人

介護予防 福祉用具貸与

▼利用者の心身の状況や希望、環境などを踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、調整等を行い、貸与することで、自立した日常生活を支援するとともに生活機能の維持改善を図ります。

○ 利用できます
×
☆

原則として利用できませんが、医師の医学的所見などにより利用できる場合があります

令和6年4月から、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖については貸与又は購入を選択できます



- 自己負担は、月々の利用限度額の枠内で貸与（レンタル）に要した費用の1割、2割又は3割負担です。
- 貸与（レンタル）の料金は、用具の種類や貸与の事業所によって異なります。機能や価格帯の異なる複数の商品や全国平均貸与価格等が事業所から提示されます。全国平均貸与価格と上限額が公表されています(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 指定事業所からの貸与（レンタル）のみが保険給付の対象です。

要介護1～5の人

特定福祉用具購入

▼直接肌にふれて使用する福祉用具の購入に対し、購入費用の7割、8割又は9割を給付します。

対象となる福祉用具
●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽
●自動排泄処理装置の交換可能部品
●排泄予測支援機器 ●移動用リフトのつり具の部分



要支援1・2の人

介護予防 特定福祉用具購入

▼介護予防を目的とした直接肌にふれて使用する福祉用具の購入に対し、購入費用の7割、8割又は9割を給付します。

令和6年4月から
福祉用具貸与用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は貸与又は購入を選択できます

※ 購入する前に、必ず、ケアマネジャー等にご相談ください。

- 指定事業所からの上記用具を購入した費用が、保険給付の対象です。
- 購入費用の限度額は、1年間（4月1日～翌年3月31日）で10万円です。
- 自己負担の目安は、上記用具の購入に要した費用の1割、2割又は3割です。
- 上記用具を購入後、領収書を添えて申請してください。購入費用（10割）の7割、8割又は9割（保険給付分）が払い戻されます。（「償還払い」といいます。）
- 利用者から指定事業所に受領の委任がある場合は、保険給付対象となる購入費の1割、2割又は3割のみ支払い、保険給付される購入費（7割、8割又は9割）を、直接、指定事業所に支払うこともできます。（「受領委任払い」といいます。対象者要件があります。）

住宅改修

介護予防 住宅改修

- ▼利用者の能力に応じた在宅生活を送ることができるよう廊下、便所などの手すりの取付け、段差の解消などの住宅改修を行った場合に、改修費用に対して保険給付します。
- ▼給付を受けるためには、**改修前に申請する必要があります。必ず、ケアマネジャー等に相談してください。**

【保険給付の対象工事】

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び、移動の円滑化等のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. その他、1～5の各工事に付帯して必要な工事

- 住宅改修の支給限度額は、同一住宅につき**20万円**までです。
- 自己負担の目安は、改修に要した給付対象費用の1割、2割又は3割です。
- ただし、要介護度が著しく重度化した場合や引っ越した場合は、再度改修費の給付を受けることができます。
- P59に固定資産税や所得税の優遇税制に関して記載があります。

【住宅改修費 支給までの流れ】

1. 要介護・要支援の認定
- ↓
2. ケアマネジャー等に相談
- ↓
3. 工事業者に見積もり依頼（工事の契約）
- ↓
4. 高知市（介護保険課 給付係）に事前申請
(改修費の対象箇所等の確認)
- ↓
5. 工事の実施
- ↓
6. 工事費の支払い
- ↓
7. 高知市へ住宅改修費の支給申請
- ↓
8. 住宅改修費の支給（改修対象費用の7割、8割又は9割）



- 保険給付対象となる改修費の全額（10割）を支払った後、支給申請により7割、8割又は9割（保険給付分）が払い戻されます。（「償還払い」といいます。）
- 利用者から工事業者に受領の委任がある場合は、保険給付対象となる改修費の1割、2割又は3割のみ支払い、保険給付される改修費（7割、8割又は9割）を直接、工事業者に支払うこともできます。（「受領委任払い」といいます。）

地域密着型サービスとは

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できることを目指して導入されたサービスです。高知市を東西南北の4つの日常生活圏域ブロックに区分し、サービスを整備しています。（地域密着型サービスを利用できるのは、原則、高知市民に限られます。）

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護

- ▼利用者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、居宅に訪問し、サービス拠点に通所し宿泊するサービスを組み合わせて提供します。家庭的な環境のもと地域住民との交流を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供します。
- ▼このサービスは、1つの事業所に登録して利用します。登録事業所の変更は可能です。このサービスを利用中は、訪問介護・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所等、一部の在宅サービスと他の地域密着型サービスを利用できません。
- ▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。
- ▼自己負担額の見安（1割負担の場合） ※ 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

要支援1・2の人

介護予防

小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人		
	小規模多機能型居宅介護 (費用/1月)	短期利用 小規模多機能型居宅介護 (費用/1日)
要介護1	10,458円	572円
要介護2	15,370円	640円
要介護3	22,359円	709円
要介護4	24,677円	777円
要介護5	27,209円	843円
初期加算	登録日から30日以内 30円/日	—

要支援1・2の人		
	介護予防 小規模多機能型居宅介護 (費用/1月)	短期利用 介護予防 小規模多機能型居宅介護 (費用/1日)
要支援1	3,450円	424円
要支援2	6,972円	531円
初期加算	登録日から30日以内 30円/日	—

- 認知症高齢者等への対応や手厚い看護体制がとられている場合などの加算や、総合マネジメント体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などが別に加算されます。
- 宿泊費、食費、おむつ代、日常生活費などは、自己負担です。



要介護1～5の人

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

- ▼小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い要介護者にも対応します。
- ▼事業所に配置されたケアマネジャーによるサービスの一元管理により、利用者のニーズに応じて柔軟に小規模多機能型居宅介護と訪問看護を提供します。
- ▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合） ※ 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

	看護小規模多機能型居宅介護 (費用/1月)	短期利用 看護小規模多機能型居宅介護 (費用/1日)
要介護1	12,447円	571円
要介護2	17,415円	638円
要介護3	24,481円	706円
要介護4	27,766円	773円
要介護5	31,408円	839円
初期加算	登録日から30日以内 30円/日	—

- 総合マネジメント体制強化加算や、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。
- 宿泊費、食費、おむつ代、日常生活費などは、自己負担です。
- 認知症高齢者等への対応や手厚い看護体制がとられている場合などは、別に加算があります。

要介護1～5の人

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ▼日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、①定期巡回サービス、②随時対応サービス、③随時訪問サービス、④訪問看護サービスを提供します。
- ▼1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問看護事業所と連携しながら提供する「連携型」があります。
- ▼「連携型」の事業所では①②③のサービスを提供し、連携先の訪問看護事業所が④を提供します。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）（一体型）

訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	1月につき	5,446円
	要介護2	1月につき	9,720円
	要介護3	1月につき	16,140円
	要介護4	1月につき	20,417円
	要介護5	1月につき	24,692円
訪問看護サービスを行う場合	要介護1	1月につき	7,946円
	要介護2	1月につき	12,413円
	要介護3	1月につき	18,948円
	要介護4	1月につき	23,358円
	要介護5	1月につき	28,298円

- 総合マネジメント体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。
- 連携型の場合は「訪問看護サービスを行わない場合」の金額と同じです。

要介護1～5の人

認知症対応型通所介護

▼認知症の症状のある利用者が、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

5～6時間の場合 (単独型、費用/1回)	
要介護1	858円
要介護2	950円
要介護3	1,040円
要介護4	1,132円
要介護5	1,225円
入浴介助を行った場合	(Ⅰ) 40円/日 (Ⅱ) 55円/日
個別機能訓練加算	(Ⅰ) 27円/日 (Ⅱ) 20円/月
栄養改善加算 (月2回まで)	200円/回
口腔機能向上加算 (月2回まで)	(Ⅰ)150円/回 (Ⅱ)160円/回

6～7時間の場合 (単独型、費用/1回)	
要介護1	880円
要介護2	974円
要介護3	1,066円
要介護4	1,161円
要介護5	1,256円
入浴介助を行った場合	(Ⅰ) 40円/日 (Ⅱ) 55円/日
個別機能訓練加算	(Ⅰ) 27円/日 (Ⅱ) 20円/月
栄養改善加算 (月2回まで)	200円/回
口腔機能向上加算 (月2回まで)	(Ⅰ)150円/回 (Ⅱ)160円/回

要支援1・2の人

介護予防
認知症対応型通所介護

5～6時間の場合 (単独型、費用/1回)	
要支援1	741円
要支援2	828円
入浴介助を行った場合	(Ⅰ) 40円/日 (Ⅱ) 55円/日
個別機能訓練加算	(Ⅰ) 27円/日 (Ⅱ) 20円/月
栄養改善加算	1月につき 200円
口腔機能向上加算	(Ⅰ)150円/回 (Ⅱ)160円/回

6～7時間の場合 (単独型、費用/1回)	
要支援1	760円
要支援2	851円
入浴介助を行った場合	(Ⅰ) 40円/日 (Ⅱ) 55円/日
個別機能訓練加算	(Ⅰ) 27円/日 (Ⅱ) 20円/月
栄養改善加算	1月につき 200円
口腔機能向上加算	(Ⅰ)150円/回 (Ⅱ)160円/回

- 介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。
- 食費、おむつ代、日常生活費などは自己負担です。

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護

▼認知症の症状のある利用者が、その能力に応じた日常生活を営むことができるように、共同生活住居において家庭的な環境のもと地域住民との交流を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要介護1～5の人					要支援2の人 ※要支援1の人は利用できません				
	認知症対応型共同生活介護		短期利用共同生活介護			認知症対応型共同生活介護		短期利用共同生活介護	
	1ユニット	2ユニット	1ユニット	2ユニット		1ユニット	2ユニット	1ユニット	2ユニット
要介護1	765円	753円	793円	781円	要支援2	761円	749円	789円	777円
要介護2	801円	788円	829円	817円	初期加算	入居日から30日以内 30円/日		—	
要介護3	824円	812円	854円	841円					
要介護4	841円	828円	870円	858円					
要介護5	859円	845円	887円	874円					
初期加算	入居日から30日以内 30円/日		—						

- 医療連携や看取り介護を行った場合などの加算や、介護職員等処遇改善加算などが別に加算されます。
- 家賃、食費、おむつ代、日常生活費などは自己負担です。

要介護1～5の人

地域密着型通所介護

▼定員18名以下の小規模のデイサービス事業所に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

最長14時間まで保険適用される場合があります。

▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

1回につき	5～6時間の場合	6～7時間の場合
要介護1	657円	678円
要介護2	776円	801円
要介護3	896円	925円
要介護4	1,013円	1,049円
要介護5	1,134円	1,172円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 手厚い職員配置、入浴や個別機能訓練を行った場合などの加算や、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

要介護1～5の人

地域密着型特定施設入居者生活介護

▼介護保険の指定を受けた定員 29 名以下の小規模の介護付き有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居し、このホームなどの介護職員等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供します。

▼自己負担額の目安（費用／1日）（1割負担の場合）

	地域密着型特定施設 入居者生活介護	短期利用 地域密着型特定施設 入居者生活介護
要介護1	546円	546円
要介護2	614円	614円
要介護3	685円	685円
要介護4	750円	750円
要介護5	820円	820円
個別機能訓練加算	(I) 12円/日 (II) 20円/月	—
協力医療機関連携加算	100円/月 40円/月	

上段は「相談・診療を行う体制の医療機関」の場合、
下段は「それ以外」の場合の金額です。

- 手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員等処遇改善加算などが別に加算されます。
- 家賃、食費、おむつ代などは自己負担です。

要介護3～5の人（要支援1・2、要介護1・2の人は利用できません）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

▼定員 29 名以下の小規模の特別養護老人ホームに入居し、入所者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを目指して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

※ 要介護1・2の人でも、やむを得ない状況等による場合は、特例的に入所を認められる場合があります。

▼自己負担額の目安（費用／1日）（1割負担の場合）

	多床室・従来型個室	ユニット型個室
要介護1	600円	682円
要介護2	671円	753円
要介護3	745円	828円
要介護4	817円	901円
要介護5	887円	971円
初期加算	入所日から30日以内 30円	
個別機能訓練加算	(I) 12円/日 (II)(III) 20円/月	

- 手厚い看護体制、夜勤職員の配置、精神科を担当する医師の配置を行った場合の加算や、介護職員等処遇改善加算などが別に加算されます。
- 退所等の相談体制等の加算も別にあります。
- 居住費、食費、日常生活費などは自己負担です。

要介護3～5の人（要介護1・2、要支援1・2の人は利用できません）



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※ 要介護1・2の人も、やむを得ない状況等により、特例的に入所を認められる場合があります。

- ▼対象：身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とする人。
- ▼方針：可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

【自己負担】

「要介護度ごとの施設サービス費の1割、2割又は3割」＋「居住費」＋「食費」＋「日常生活費」

- おむつ代の負担はありません。

P14へ

要介護1～5の人（要支援1・2の人は利用できません）



介護老人保健施設（老人保健施設）

- ▼対象：病状が安定期にあり、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等を必要とする人。
- ▼方針：医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を提供します。在宅復帰を目指す生活施設です。

【自己負担】

「要介護度ごとの施設サービス費の1割、2割又は3割」＋「居住費」＋「食費」＋「日常生活費」

- おむつ代の負担はありません。

P14へ

要介護1～5の人（要支援1・2の人は利用できません）



介護医療院

- ▼対象：病状は安定期にあるが長期にわたる療養を必要とする人、もしくは容体が比較的安定した人。
- ▼方針：療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を提供する生活施設です。

【自己負担】

「要介護度ごとの施設サービス費の1割、2割又は3割」＋「居住費」＋「食費」＋「日常生活費」

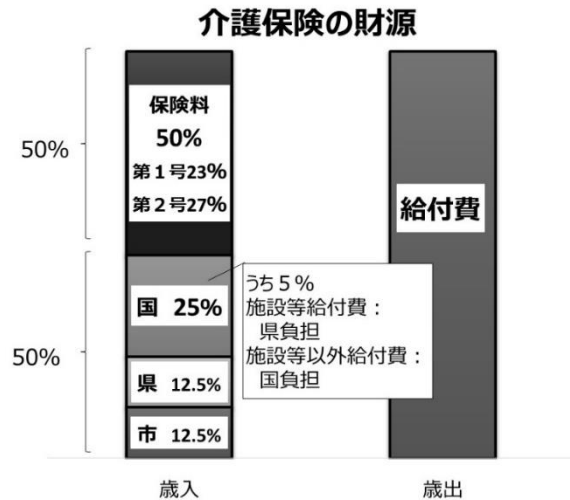
- おむつ代の負担はありません。

P14へ

- ・介護保険の財源は、介護保険サービス利用者の本人負担分を除き、公費（国・県・市の税金）50%と、40歳以上の人々が納める保険料50%でまかなわれています。

- ※ 第1号 = 65歳以上の人
- ※ 第2号 = 40歳～64歳の人
- ※ 給付費 = 保険者（市町村）が負担する介護サービス等の費用

- ・保険者（市町村）ごとに3か年を1期とした介護保険事業計画を策定し、給付に必要な財源として介護保険料を設定します。



65歳以上の人々の介護保険料

- ・介護サービス等の費用に対する、65歳以上の人々の保険料負担分を、65歳以上の人数で割って算定します。

$$\text{基準額} = \frac{\text{65歳以上の人々の負担割合 23\%} \times \text{介護サービス等の費用}}{\text{65歳以上の人数}}$$

- ・介護保険サービスの利用拡大と高齢化の進展に伴う保険給付費の増加は今後も見込まれますが、高齢者の負担増にも配慮し、本市運営基金の取り崩し等を行うことにより、令和6年度～令和8年度についても可能な限り圧縮を行い、基準額は第8期と同額とします。

【令和6年度～令和8年度（第9期）の65歳以上の人々の介護保険料】

基準額 … 月額 5,936 円 、 年額 71,230 円

▼介護保険料の推移（65歳以上の人々の基準額（年額））

計画期	年度		基準額（年額）
第1期	平成12年度～平成14年度（※）		37,290円
第2期	平成15年度	平成15・16年度	52,710円
	～平成17年度	平成17年度（鏡村・土佐山村との合併により）	52,350円
第3期	平成18年度	平成18・19年度	55,570円
	～平成20年度	平成20年度（春野町との合併により）	55,730円
第4期	平成21年度～平成23年度		54,920円
第5期	平成24年度～平成26年度		62,970円
第6期	平成27年度～平成29年度		65,890円
第7期	平成30年度～令和2年度		68,160円
第8期	令和3年度～令和5年度		71,230円

※ 平成12・13年度の介護保険料は、制度発足時の特例措置により軽減されました。

▼所得段階区分と所得段階別保険料（令和8年度）

第9期					
段階	対象者	割合	保険料 (年額)	軽減に伴う 保険料減少額 (年額)	
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税	・生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 ↓ ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の人 ・課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると82.65万円以下の人	基準額×0.455 ↓ 基準額×0.285 (※軽減後)	20,300円 ※軽減後	△12,100円
第2段階		課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると82.65万円超の120万円以下の人	基準額×0.685 ↓ 基準額×0.485 (※軽減後)	34,540円 ※軽減後	△14,250円
第3段階		課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の人	基準額×0.69 ↓ 基準額×0.685 (※軽減後)	48,790円 ※軽減後	△350円
第4段階	本人が市町村民税非課税	課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると82.65万円以下の人	基準額×0.9	64,100円	
第5段階		課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると82.65万円超の人	基準額×1	71,230円	
第6段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.16	82,620円	
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	89,030円	
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.55	110,400円	
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.8	128,210円	
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×2	142,460円	
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.2	156,700円	
第12段階		合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.4	170,950円	
第13段階		合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.5	178,070円	
第14段階		合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.6	185,190円	

●令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方の給与所得控除額については、税制改正前の控除額にて計算します。また、所得段階判定においては、税制改正前の基準にて市民税の課税・非課税を判定します。

※軽減後：公費による低所得者保険料軽減の強化により、保険料基準額に対する割合を軽減しています。

	平成27年4月から平成31年3月まで		平成31年4月から令和2年3月まで		令和2年4月から令和6年3月まで		令和6年4月から	
	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後
第1段階	0.5	0.45	0.5	0.375	0.5	0.3	0.455	0.285
第2段階			0.75	0.625	0.75	0.5	0.685	0.485
第3段階			0.75	0.725	0.75	0.7	0.69	0.685

▼保険料の納め方

年金が年額 18 万円（月額 15,000 円）以上の人・・・年金から差し引かれます（特別徴収）

- 老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金から、介護保険料が天引きされます。
老齢福祉年金の人は、普通徴収により納付していただきます。
年金が年額 18 万円以上でも、次の場合は、一定期間は普通徴収により納付していただきます。
 - ・年度の途中で、65 歳（第 1 号被保険者）になった場合 ※ 半年から 1 年半程度
 - ・年度の途中で、高知市に転入してきた場合
 - ・当初の保険料が変更となり、保険料の増額や減額があった場合
 - ・年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで、年金が支給停止となった場合

特別徴収以外の人・・・納付書、口座振替で納付（普通徴収）



- 高知市から納付書を郵送します。納付書に記載の金融機関で納付してください。
- 便利な口座振替をお申込みの際は、「納付書」「預貯金通帳」「印鑑（通帳の届出印）」を持って、納付書記載の金融機関及びみずほ銀行又はゆうちょ銀行（郵便局）へお申し込みください。

▼保険料を納めないでいると…

災害等の特別な事情がないにもかかわらず保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。
※ 「介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）」に給付制限は適用されません。

- 1 年間滞納した場合
介護サービスなどの費用は、全額（10 割）負担となります。
（申請により、後から保険給付分が支給されます。）
- 1 年 6 か月以上滞納した場合
介護保険給付の支払いの一時差止や、滞納保険料と保険給付額との相殺が行われます。
- 2 年間滞納した場合
未納期間に応じて、利用者負担が 3 割又は 4 割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給、部屋代（居住費・滞在費）や食費等の補足給付を受けられない等の措置が講じられます。
- 滞納によるその他の措置
介護保険料の滞納があると、市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置や、社会福祉法人による利用者負担軽減措置の適用ができません。

▼介護保険料の減免

災害・倒産・病気などの特別な事情により生活が著しく困窮し、介護保険料の納付が困難になった場合や生活困窮者減免基準に該当する人は、申請により保険料の徴収猶予又は減免を受けることができます。

- 保険料滞納で給付制限を措置されていても、災害等特別事情があれば、措置が解除される場合があります。
- これらの理由に類する事情により保険料の納付が難しいときは、介護保険課 資格賦課係までご相談ください。

🔍 お問い合わせ先…高知市介護保険課 資格賦課係 ☎ 823-9971

生活保護境界層の人の負担軽減

該当する所得段階の保険料を納めようとする生活保護を必要とする状態になる場合、生活保護の申請を行い、生活保護境界層に該当することが証明されれば、より負担の軽い所得段階の保険料に軽減され、生活保護を必要としない状態にする措置があります。

🔍 お問い合わせ先…高知市福祉事務所 福祉管理課 ☎ 823-9444



40～64 歳の人の介護保険料

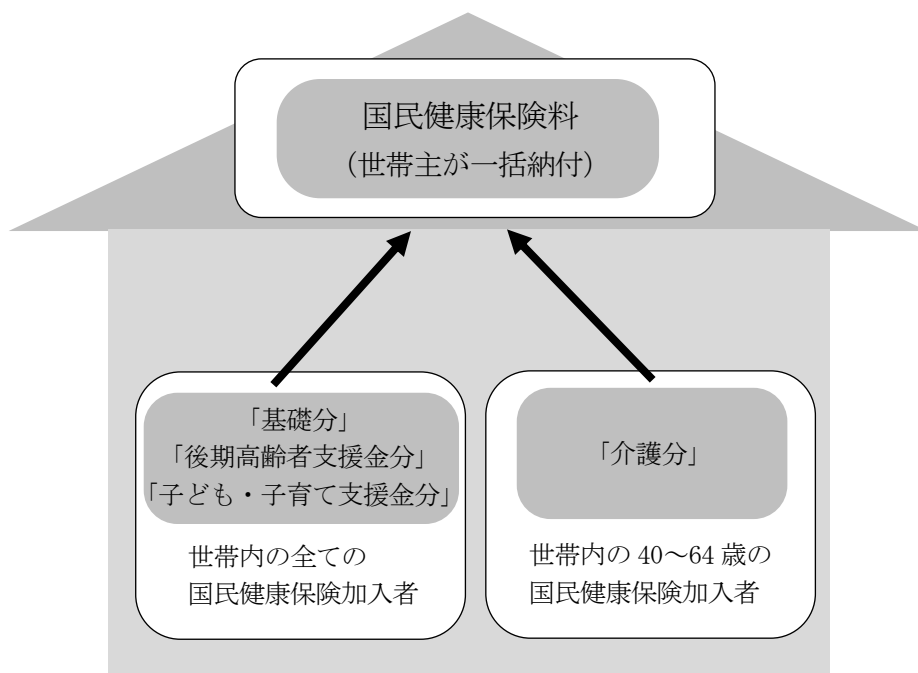
加入する医療保険の保険料に「介護分」を上乗せしてお支払いいただきます。
保険料は、加入する医療保険者ごとに、それぞれの計算方法・金額で算出されます。

1. 国民健康保険加入者

世帯内の国民健康保険加入者全員の所得と人数により、「基礎分」、「後期高齢者支援金分」及び「子ども・子育て支援金分」（以下「医療分等」という）が決定されます。その際、世帯内の40～64歳の人については、「医療分等」に加え、「介護分」を合算して負担していただきます。

▼保険料の納め方

「医療分等」と「介護分」を含む国民健康保険料を、世帯主に一括して納付していただきます。納付方法は、納付書による納付又は口座振替の2つの方法があります。



? 国民健康保険についてのお問い合わせは

…高知市保険医療課 資格賦課担当

☎ 823-9360

2. 健康保険（協会けんぽ、共済組合等）加入者

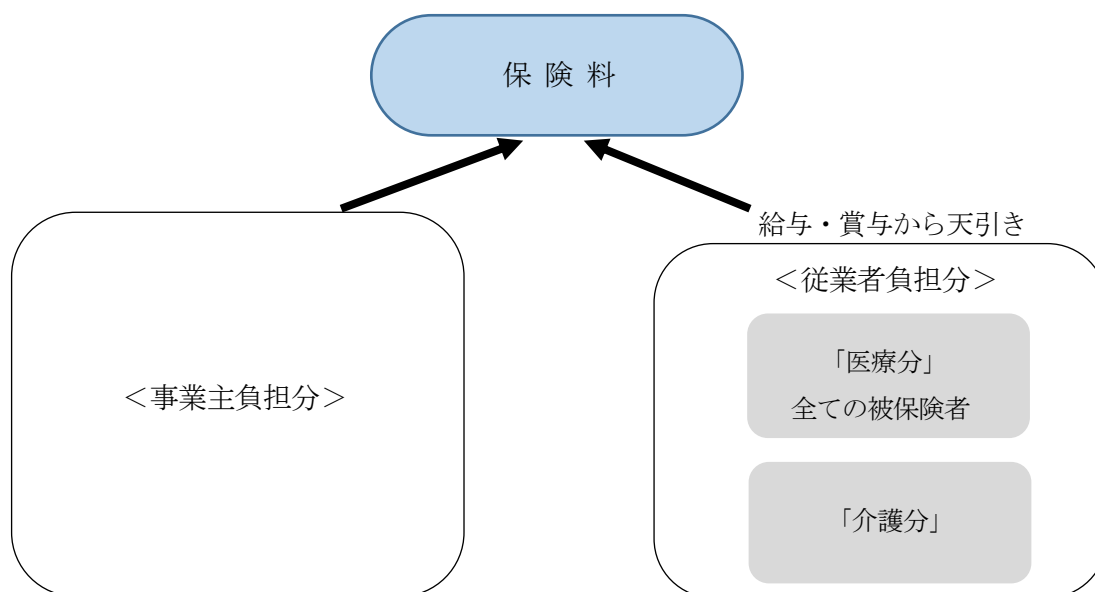
健康保険料は、加入している医療保険ごとに、本人の給与と賞与の額により決定されます。その際、加入者のうち40～64歳の人については、「医療分」に加え「介護分」の保険料が加算され、健康保険料に含まれる「介護分」として負担していただきます。

注) 実際の介護保険料は、加入している健康保険により異なりますので、詳しくは、勤め先の給与事務担当者、健保協会又は健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。

▼保険料の納め方

- ・「医療分」と「介護分」を含む健康保険料が、給与と賞与から天引きされます。
- ・健康保険料（「介護分」を含む）の半分は、事業主が負担します。
- ・サラリーマンの妻などの被扶養者の介護保険料は、それぞれの健康保険の被保険者が全員で負担する仕組みですので、被扶養者分として別に介護保険料を納める必要はありません。

注) 健康保険組合等の規定により、40～64歳の被扶養者は、別に「介護分」の負担が必要な場合があります。



「介護分」は、各健康保険から社会保険診療報酬支払基金に「介護給付費納付金」として納付されます。



高知市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしくいきいきと生活を続けることができるよう、地域の様々な活動団体との連携、社会資源の活用により生活を支援していくための拠点です。

高知市では、1か所の基幹型地域包括支援センターと14か所の地域包括支援センター、1か所の出張所体制で運営しています。

地域包括支援センターの主な業務

地域包括支援センターは、以下の業務を行います。

① 総合相談・支援

高齢者とその家族に対し、介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

② 権利擁護、高齢者虐待防止支援

高齢者の人権や財産を守るために、権利擁護事業・成年後見制度の活用支援、虐待の防止や早期発見を進めていきます。

③ 地域の関係機関の連携とケアマネジャー支援、ケアプランの作成など

医療・保健・福祉等の関係機関の連携や地域のネットワークづくりをすすめ、困難事例に対する支援などを行います。また、一部地域包括支援センターでは、ケアプランの作成も行います。

④ 認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の開催

認知症の高齢者やその家族に対し、初期段階からの支援を行います。また、個別の支援に関し、多職種での協議を行い、地域における課題についても考える、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議等で出された地域課題に対応するため、生活支援体制整備事業を活用し、地域内連携体制の強化や、新たな支援体制構築等に努めます。

基幹型地域包括支援センターの主な業務

① 地域包括支援センターの統括、各種事業企画運営

地域包括支援センターの活動について公平・中立的な立場での運営を行っているかを含め、市の指針に沿って運営を行うよう統括します。また、各種事業の企画運営を、地域包括支援センターと連携して行います。

高知市全体として考える必要がある課題の解決に向けて取り組みます。

② 地域包括支援センターが行う業務の支援

地域包括支援センターが行う各種業務について、必要に応じ同行する等による支援を行います。

③ 権利擁護、高齢者虐待予防支援

成年後見制度の活用や、虐待対応のうち市の責任で行わなくてはならない役割を担います。

また、地域包括支援センターで対応困難な事例について、共に検討し、関係者間での連携会議等も開催いたします。

④ 介護予防ケアマネジメント（基幹型地域包括支援センター ケアプランセンター）

高知市で雇用しているケアマネジャーにより、介護予防事業や予防給付（事業対象者、要支援1・2）のケアマネジメント業務を行います。

高知市地域包括支援センター・出張所

名称	担当地区	所在地	電話・FAX	運営
高知市基幹型地域包括支援センター	市内全域	高知市塩田町 18-10 高知市保健福祉センター 1階	☎ : 088-823-9121 FAX : 088-821-6088	高知市直営
高知市基幹型地域包括支援センター とさやま出張所	土佐山	高知市土佐山桑尾 1842-2	☎ : 088-850-6900 FAX : 088-895-2115	高知市直営
高知市上街・高知街・小高坂地域包括支援センター	上街、高知街、小高坂	高知市大膳町 1-25	☎ : 088-871-5963 FAX : 088-871-5841	社会医療法人 仁生会
高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センター	南街、北街、江ノ口	高知市塩田町 18-10 高知市保健福祉センター 1階	☎ : 088-821-7551 FAX : 088-821-6088	高知市直営
高知市旭街地域包括支援センター	旭街	高知市塚ノ原 37-19	☎ : 088-843-5171 FAX : 088-856-5175	医療法人 恕泉会
高知市潮江地域包括支援センター	潮江	高知市竹島町 13-1 うしおえメディカルビル・ イーア 3階	☎ : 088-802-8482 FAX : 088-802-8483	株式会社 アイ・エム・ シーライフス テージ
高知市三里地域包括支援センター	三里	高知市仁井田 1618-18	☎ : 088-847-7200 FAX : 088-847-7210	社会福祉法人 海の里
高知市下知・五台山・高須地域包括支援センター	下知、五台山、高須	高知市葛島 1丁目 10-75 ファミリープラザ 3号	☎ : 088-882-0015 FAX : 088-880-3373	医療法人 山口会
高知市布師田・一宮地域包括支援センター	布師田、一宮	高知市一宮西町 1丁目 7-16 山本ハイツ 101号室	☎ : 088-845-6382 FAX : 088-845-6303	社会医療法人 仁生会
高知市秦地域包括支援センター	秦	高知市愛宕山 114-2	☎ : 088-824-5770 FAX : 088-824-5771	医療法人 防治会
高知市初月・鏡地域包括支援センター	初月	高知市円行寺 52-10	☎ : 088-823-3158 FAX : 088-823-3470	社会福祉法人 山寿会
	鏡	高知市鏡今井 126	☎ : 088-896-2580 FAX : 088-896-2266	

高知市地域包括支援センター・出張所

名称	担当地区	所在地	電話・FAX	運営
高知市朝倉地域包括支援センター	朝倉	高知市若草南町 22-25	☎ : 088-844-1003 FAX : 088-855-3116	社会福祉法人 長い坂の会
高知市鴨田地域包括支援センター	鴨田	高知市鴨部 2 丁目 1-1	☎ : 088-802-8668 FAX : 088-802-5227	医療法人 アーク・ケア
高知市長浜・御畳瀬・浦戸地域包括支援センター	長浜、御畳瀬、浦戸	高知市長浜 6598-4	☎ : 088-841-5755 FAX : 088-854-6611	社会福祉法人 CIJ 福祉会
		高知市瀬戸東町 2 丁目 9	☎ : 088-855-6388	
高知市大津・介良地域包括支援センター	大津、介良	高知市大津乙 869-6	☎ : 088-802-5110 FAX : 088-802-5118	医療法人 厚愛会
高知市春野地域包括支援センター	春野	高知市春野町西分 2027-3	☎ : 088-894-3322 FAX : 088-894-3323	医療法人 永島会

ケアプランセンター


名称	担当地区	所在地	電話・FAX	運営
高知市基幹型地域包括支援センター ケアプランセンター	市内全域	高知市塩田町 18-10 高知市保健福祉センター 2 階	☎ : 088-821-7552 FAX : 088-823-9140	高知市直営
高知市基幹型地域包括支援センター ケアプランセンター 南部支部	市内全域	高知市百石町 3 丁目 1-30 南部健康福祉センター 1 階	☎ : 088-831-6074 FAX : 088-831-6076	高知市直営

ケアプランセンター

名称	担当地区	所在地	電話・FAX	運営
高知市上街・高知街 ・小高坂地域包括 支援センター	上街、高知街、 小高坂	高知市大膳町 1-25	☎ : 088-871-5963 FAX : 088-871-5841	社会医療法人 仁生会
高知市旭街地域包括 支援センター	旭街	高知市塚ノ原 37-19	☎ : 088-843-5171 FAX : 088-856-5175	医療法人 恕泉会
高知市潮江地域包括 支援センター	潮江	高知市竹島町 13-1 うしおえメディカルビル・ イーア 3階	☎ : 088-802-8482 FAX : 088-802-8483	株式会社 アイ・エム・ シーライフス テージ
高知市三里地域包括 支援センター	三里	高知市仁井田 1618-18	☎ : 088-847-7200 FAX : 088-847-7210	社会福祉法人 海の里
高知市布師田・一宮 地域包括支援センタ ー	布師田、一宮	高知市一宮西町 1丁目 7-16 山本ハイツ 101号室	☎ : 088-845-6382 FAX : 088-845-6303	社会医療法人 仁生会
高知市秦地域包括 支援センター	秦	高知市愛宕山 114-2	☎ : 088-824-5770 FAX : 088-824-5771	医療法人 防治会
高知市朝倉地域包括 支援センター	朝倉	高知市若草南町 22-25	☎ : 088-844-1003 FAX : 088-855-3116	社会福祉法人 長い坂の会
高知市鴨田地域包括 支援センター	鴨田	高知市鴨部 2丁目 1-1	☎ : 088-802-8668 FAX : 088-802-5227	医療法人 アーク・ケア
高知市長浜・御豊瀬 ・浦戸地域包括支援 センター	長浜、御豊瀬、 浦戸	高知市長浜 6598-4	☎ : 088-841-5755 FAX : 088-854-6611	社会福祉法人 CIJ福祉会
高知市大津・介良 地域包括支援センタ ー	大津、介良	高知市大津乙 869-6	☎ : 088-802-5110 FAX : 088-802-5118	医療法人 厚愛会
高知市春野地域包括 支援センター	春野	高知市春野町西分 2027-3	☎ : 088-894-3322 FAX : 088-894-3323	医療法人 永島会


介護保険以外のサービス等


介護保険以外の福祉サービス


 お問い合わせ先…高知市高齢者支援課 ☎823-9441

高知市では、介護保険サービスの他に福祉サービスとして、介護予防や在宅生活の継続を支援するさまざまなサービスを実施しています。


それぞれの生活状況に応じて、介護保険サービスとうまく組み合わせて、より安心で、健やかな暮らしづくりのためにご利用ください。


<p>配食サービス</p> 	週7食を上限に、昼食や夕食を自宅に配達します。その際、安否を確認し、健康状態に異状があったときは、関係機関への連絡等を行います。	
	対象者	高齢者のみの世帯等で、加齢や心身の障害、傷病などのため自力で買い物及び調理が困難な世帯の人及び近隣に支援可能な親族等がおらず、適切な食事の調達が困難であり、安否確認が必要な人。
	自己負担	市町村民税非課税世帯等 利用する事業所や弁当の種類によって異なる
	窓口	ケアマネジャー（介護支援専門員） 高知市地域包括支援センター


<p>訪問理美容サービス</p> 	自宅にて理・美容サービスの提供を受ける際の理・美容師の出張費として、利用券を支給します。	
	対象者	市町村民税非課税世帯等であって、以下のいずれかに該当する人。 ① 要介護3～5の人。 ただし、要介護3の人については、介護保険認定調査において、「座位保持」の項目が「支えてもらえばできる」又は「できない」であり、かつ「移動」の項目が「一部介助」又は「全介助」である人。 ② 以下のいずれかの障害により、身体障害者手帳1級又は2級の人。 ・下肢機能障害 ・体幹機能障害 ・運動機能障害（移動機能）
	内容	利用券（年度内2枚）を支給します。
	自己負担	理・美容料金は、自己負担です。
	窓口	ケアマネジャー（介護支援専門員） 高知市地域包括支援センター、高齢者支援課

<p>緊急通報装置 利用助成</p> 	<p>民間の緊急通報装置を利用する場合に、助成金を交付します。</p>	
	対象者	<p>生活上不安のあるひとり暮らしの人のうち、おおむね 65 歳以上の人又は重度身体障害者等。</p>
	助成額	<p>1 か月あたり 380 円＋消費税を限度として助成します。 生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている人には、初期の装置設置費用について、10,000 円＋消費税を上限に助成します。</p>
	窓 口	<p>ケアマネジャー（介護支援専門員） 高知市地域包括支援センター</p>

<p>老人日常生活 用具給付 (入浴補助用具)</p>	<p>入浴補助の用具を給付します。</p>	
	対象者	<p>65 歳以上で、次のすべてに該当する人。 ① 要介護・要支援と認定された人。 ② 要介護認定情報から、入浴動作において見守り又は介助が必要と認められる人。 ③ 市町村民税非課税世帯。 ※ 障害者手帳をお持ちの方は障害福祉制度をご利用いただく場合があります。</p>
	品 目	<p>入浴補助用具（すべり止めマット 基準額：20,000 円）</p>
	自己負担	<p>購入費の 1 割 （生活保護又は中国残留邦人等に対する支援を受けている人は、基準額内であれば自己負担なし）</p>
窓 口	<p>ケアマネジャー（介護支援専門員） 高知市地域包括支援センター</p>	

<p>老人日常生活 用具給付 (防火用具)</p> 	防火関係の用具を給付します。	
	対象者	<p>65歳以上で、次のすべてに該当する人。</p> <p>① 要介護・要支援と認定された人。</p> <p>② 要介護認定情報から、認知機能の低下に伴い防火等の配慮が必要と認められるひとり暮らしの人。</p> <p>③ 市町村民税非課税世帯。</p> <p>※ 障害者手帳をお持ちの方は障害福祉制度をご利用いただく場合があります。</p>
	品目	<p>電磁調理器、火災警報機、自動消火器 (各基準額：21,000円、15,500円、28,700円)</p>
	自己負担	<p>購入費の1割 (生活保護又は中国残留邦人等に対する支援を受けている人は、基準額内であれば自己負担なし)</p>
	窓口	<p>ケアマネジャー（介護支援専門員） 高知市地域包括支援センター</p>

<p>老人日常生活 用具給付 (徘徊探知機)</p> 	認知症高齢者等が徘徊した場合に、早期に発見し、その居場所を家族等に伝える機器を購入する場合に、初期導入費用の一部を助成します。	
	対象者	<p>65歳以上で、次のすべてに該当する人を介護している家族の人等。</p> <p>① 要介護・要支援と認定された人。</p> <p>② 要介護認定情報から、認知症又は認知機能の低下があるため徘徊行動を有すると認められる人。</p> <p>③ 在宅で生活している人。</p>
	助成額	<p>初期導入費用について、1万円を限度として助成します。 導入後の費用は自己負担です。</p>
	窓口	<p>ケアマネジャー（介護支援専門員） 高知市地域包括支援センター</p>


<p>なごやか 宅老事業</p> 	65歳以上の高齢者（身の自立がおおむねできている人）等が、地域の身近にある民家や老人福祉センターなどで気軽に集い、交流できます。利用に当たっては申込み及び登録が必要です。	
	内 容	レクリエーション、地域交流活動などを行います。 昼食は、各宅老所にお問い合わせください。
	自己負担	宅老所により異なります。 利用料の上限は、半日利用 400円 昼食 600円、 <u>入浴(※)</u> 350円
	窓 口	各宅老所に直接お問い合わせください。

※ 入浴・・・入浴介助を必要としない人で、入浴手続を済ませた人。入浴設備を整えた施設のみでの実施です。

施設	宅 老 所	所 在 地	電 話
民 家	新屋敷しばてんハウス	新屋敷一丁目 2-10	824-2975
	たんぼぼ 大津	大津乙 670-1	866-3208
	しばてんハウスあさひ	長尾山町 36	826-6020
	デイホーム 三里	種崎 587-1	847-3048
	しおさいの家	浦戸 837-112	841-2555
	たんぼぼ 介良	介良 370-4	860-1352
	たんぼぼ 朝倉	朝倉横町 7-3	844-0299
	秦の里	中秦泉寺 182	823-9001
	ステラの家	棧橋通五丁目 6-12	834-0177
老人福祉センター等施設	やさしいグループ 海老川	朝倉己 422-1	840-2149
	やさしいグループ 小高坂	山ノ端町 32-5	871-3271
	やさしいグループ 一宮	一宮西町三丁目 22-15	846-2119
	やさしいグループ 長浜	長浜 4252-21	842-0139
	やさしいグループ 介良	介良丙 329	860-0157
	やさしいグループ 南横	朝倉東町 29-5	849-2887
	やさしいグループ 弘岡中	春野町弘岡中 134-1	894-4488
	ミニデイ やすらぎ会	小石木町 192-8	831-6212
	ミニデイ 松田	朝倉己 959-1	843-0654
	ともだち	長浜戸ノ本 2845-1	842-3551



介護保険以外の福祉サービス

🔍 お問い合わせ先…高知市基幹型地域包括支援センター ☎823-9121

<p>こうち笑顔 マイレージ</p> 	<p>生きがい、やりがいづくりと健康増進・介護予防を目的にしています。下記の活動を行った場合にポイントが貯まり、貯まったポイントに応じて商品券などに還元することができます。</p>	
	対象者	本市に住所を有する人
	活動内容	<p>介護保険施設等での催し事やレクリエーションの手伝い、傾聴、話し相手等</p> <p>※ 受入施設によって活動内容は異なります。</p>
	ポイント還元	<p>貯まったポイント数に応じて1,000円単位で商品券等に還元</p> <p>(活動内容によって付与ポイント、交換上限額は異なります。)</p>
	窓口	<p>高知市社会福祉協議会 (高知市より委託) ☎856-5539</p>

介護保険以外の制度

🔍 お問い合わせ先…高知市障がい福祉課 医療福祉担当 ☎823-9053

<p>特別障害者手当</p>  	<p>身体又は精神に著しく重度の障害がある方の所得保障の一環として創設され、その障害による特別な負担を軽減し、福祉の向上を図るための手当を支給します。</p>	
	対象者	<p>身体又は精神に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方</p> <p>※ <u>障害者手帳がなくても申請できます。グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居、又は小規模多機能型居宅介護を利用している方も対象です。</u></p> <p>※ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所中の方や病院・診療所、老人保健施設、介護医療院等に3か月以上入院中の方は対象外です。</p>
	支給停止	<p>受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年(1月～6月までの間に認定を請求する場合は前々年)の所得が一定基準額を超えているとき、その年度は支給停止となります。</p>
	支給額	<p>月額 29,590円</p> <p>※ 毎年2月・5月・8月・11月の4回に分けて口座振替により支給します。</p>
	窓口	<p>高知市障がい福祉課 医療福祉担当 ☎823-9053</p>

障がい福祉課のホームページに認定基準やフローチャートも掲載しておりますのでご覧ください。

○直接施設に申し込みをする施設

■有料老人ホーム

内 容	高齢者向けの居住施設で、食事、介護、生活支援などのサービスがあり、その種類によって介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホームに分かれています。
入居対象者	高齢者であれば入居可能です。ただし、要介護認定を受けている人、受けていない人など、施設によって入居対象者は異なります。
費 用	家賃、共益費、敷金、サービス料金等は、各施設にお問い合わせください。

■サービス付き高齢者向け住宅

内 容	高齢者専用の民間賃貸住宅で、段差の解消などバリアフリー化しており、生活相談や安否確認を行います。
入居対象者	① 単身高齢者世帯 ② 高齢者＋同居者（配偶者／60歳以上の親族／要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族等） ※ 「高齢者」とは60歳以上の人、又は要介護・要支援認定を受けている60歳未満の人をいいます。
費 用	家賃、共益費、敷金、サービス料金等は、各施設にお問い合わせください。

■ケアハウス

内 容	食事の提供や緊急時の対応を行います。また、介護が必要になった場合でも、介護保険サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができるように配慮しています。
入所対象者	60歳以上（夫婦で入所する場合は、いずれかが60歳以上）で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢などのため独立して生活することに不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人。
費 用	生活費（食費など）、管理費（家賃相当）、及び事務費（人件費など）の合計額が必要で、施設によって異なります。生活費と管理費は、全額自己負担ですが、事務費は、入所者の前年中の収入に応じて軽減します。

■軽費老人ホーム（A型）

内 容	食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与を行います。
入所対象者	60歳以上（夫婦で入所する場合は、いずれかが60歳以上）で、家庭環境、住宅事情などの理由により、自宅での生活が困難な低所得の人。
費 用	生活費（食費や光熱費など）と事務費（人件費など）の合計額で、施設によって異なります。生活費は、全額自己負担ですが、事務費は、入所者の前年中の収入に応じて軽減します。

○入所の決定を市町村が行うもの（高齢者支援課へ相談）

相談先…高知市高齢者支援課 ☎823-9441

■養護老人ホーム

内 容	食事の提供、入浴支援、健康面のチェックや生活相談などを行います。
対象者	環境上及び経済的な理由により、居宅での生活が困難で、軽介助で日常生活が自立できる65歳以上の人。
費 用	入所者及び扶養義務者の負担能力に応じて費用を決定します。

■生活支援ハウス

内 容	軽易な身辺援助、生活相談などを行います。定員は、8室10名。
対象者	家庭環境等により家庭での生活が困難で、おおむね自立した日常生活を営むことが可能な65歳以上の単身世帯又は夫婦のみの世帯の人。

■高齢者共同生活住宅

内 容	軽易な身辺援助、生活相談などを行います。定員は、5室5名。
対象者	家庭環境等により家庭での生活が困難で、おおむね自立した日常生活を営むことが可能な65歳以上の単身世帯の人。

介護保険に関する税控除



所得税については…高知税務署

☎822-1123

市県民税については…高知市市民税課

☎823-9421

1. 社会保険料控除



介護保険料については…高知市介護保険課 資格賦課係 ☎823-9971

1年間（1月1日～12月31日まで）に支払った介護保険料は、社会保険料控除の対象です。

▼納税者の介護保険料

▼生計を一にする控除対象配偶者や扶養家族の介護保険料（特別徴収分は対象外）



2. 医療費控除

※ 医療費控除については、高知税務署（電話 822-1123）へお問い合わせください。



対象サービスについては…高知市介護保険課 給付係 ☎823-9959

おむつ使用確認書については…高知市介護保険課 認定係 ☎823-9931

1年間（1月1日～12月31日まで）に支払った医療費や、医療費控除の対象となる医療費に該当する介護サービス費が一定額以上である場合には、医療費控除の対象になります。

▼施設サービス費用（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院サービス）や食費、居住費についての自己負担額（高額サービス費を除く）が、医療費控除の対象となります。ただし、特別養護老人ホームは2分の1に相当する額が対象となります。

▼居宅サービス費用についての自己負担額が、医療費控除の対象となる場合があります。各事業所から発行される領収証の「医療費控除対象額」をご確認ください。

▼おむつに係る費用の医療費控除で申告する場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」または介護保険課認定係が発行する「おむつ使用確認書」が必要です。

介護保険課で「おむつ使用確認書」をお渡しできるのは、次の要件を満たす方です。

●高知市で要介護認定を受けている

●要介護認定を受けた際の主治医意見書のうち「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載がB1、B2、C1またはC2（寝たきり）のいずれかに該当しており、「失禁への対応」として、「カテーテル」または「尿失禁」の項目にチェックがあること

（注意1）上記の要件に該当しない方でも、医師の作成する「おむつ使用証明書」で医療費控除が受けられる可能性がありますので、かかりつけの医師にご相談ください。

（注意2）「カテーテル」の項目については、令和6年分以降の確定申告をする場合に適用されます。

3. 高齢者の障害者控除



障害者控除対象者認定書については…高知市高齢者支援課 ☎823-9441

高知市では、「前年の12月31日現在、65歳以上で、要介護1～5の認定を受けている人」は、障害者控除の対象となります。高齢者支援課で「障害者控除対象者認定書」を発行しますので、申請者の身分証（運転免許証・健康保険証等）と対象者の介護保険証をお持ちください。（高知市ホームページから様式を印刷し、郵送で申請することもできます。）

▼身体障害者手帳等を所持しており、同等の控除を受けられる人は、この認定書は不要です。

▼障害等級の軽い身体障害者手帳を所持している人が、要介護3～5の認定を受けたときは、特別障害者控除の対象となりますので、認定書を申請してください。

4. 住宅のバリアフリー改修



所得税については…高知税務署

☎822-1123

固定資産税については…高知市資産税課 家屋係

☎823-9425

自己所有の居住住宅について、手すりの設置や浴室・便所の改良等のバリアフリー改修工事を行った場合に、一定の要件のもと、固定資産税の減額や所得税の税額控除の対象となります場合があります。

介護や高齢者等に関する相談先

介護サービスに関する苦情等相談先

<p>利用中の 介護サービス 事業者</p>	<p>サービス事業者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者などを配置し、利用者や家族からの苦情や相談に対応しています。</p>	
<p>ケアプラン作成を 担当している ケアマネジャー</p>	<p>サービス事業者と直接交渉しても、不満が解消されず、事業者を変更したい場合や、サービス内容や質について不満が生じた場合等に、利用者や家族の苦情相談に応じます。</p>	
<p>高知市 介護保険課 事業係 ☎ 823-9972</p>	<p>苦情相談の受付や苦情の内容にかかる事実関係の調査などを行い、必要に応じて事業者の指導を行います。</p>	
<p>高知県 長寿社会課 ☎ 823-9632</p>	<p>サービス事業者（高知市及び地域密着型サービス事業所を除く）が、指定基準違反等を行った場合など指定の取消処分を含めた指導監督権限を有しています。</p>	
<p>高知県 介護保険審査会 (不服申し立て) ☎ 823-9786</p>	<p>市町村が行った要介護認定や介護保険料の徴収等、介護保険に関する行政処分に不服があるときは、都道府県に設置した介護保険審査会に審査請求することができます。</p>	
<p>高知県国民健康 保険団体連合会 (通称:国保連合会) 介護サービス苦情 相談窓口 ☎ 820-8410</p>	<p>相談時間</p>	<p>介護保険法に規定されている介護サービスに関する苦情相談の窓口。まずは、相談を受けて解決に努めます。相談から苦情申立に至った場合は、苦情処理委員会で内容を調査し、必要に応じて事業者への指導・助言を行います。</p> <p>午前9時～正午／午後1時～午後4時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)</p>

介護や高齢者等に関するその他の相談先

高知県認知症コールセンター・家族の会 ☎ 821-2818	相談内容	認知症の人の介護などに関すること
	相談時間	午前10時～午後4時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓 口	公益社団法人 認知症の人と家族の会 高知県支部 高知市本町4丁目1-37 高知県社会福祉センター内

高齢者総合相談 ☎ 875-0110	相談内容	一般相談：生活／福祉／健康／介護 法律相談（予約制 ※予約受付 月～金 午前9時～午後4時）
	相談時間	[一般相談] 月～金 午前9時～午後4時 [法律相談] 第1・3木曜日 午前1時～午後3時 (日曜・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓 口	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 権利擁護センター 高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ内

福祉サービス 困りごと解決委員会 ☎ 802-2611	相談内容	福祉サービスの困りごと（苦情など）
	相談時間	午前9時～午後4時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓 口	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ内

高知市シルバー 人材センター ☎ 882-3839	相談内容	高齢者で働きたい人の相談
	相談時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓 口	公益社団法人 高知市シルバー人材センター 高知市丸池町1-1-14 高知市勤労者交流館内

成年後見制度の相談	制度概要	認知症などで判断能力がない人、又は十分でない人、並びに将来判断能力が衰えた場合に備え、後見人等を定めることにより、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度
	窓 口	高知家庭裁判所 高知市丸ノ内1丁目3-5 ☎822-0440
		高知市成年後見サポートセンター 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階 社会福祉法人 高知市社会福祉協議会内 ☎856-5539
		公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート高知 高知市越前町2丁目6-25 高知県司法書士会内 ☎825-3141
		高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター くるみ 高知市越前町1丁目5-7 高知弁護士会 ☎822-4852
		一般社団法人 高知県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ高知 高知市本町4丁目1-37 丸ノ内ビル内 高知県社会福祉士センター内 ☎855-5921
		公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 高知県支部 コスモス高知 高知市旭町2丁目59-1 旭プラザ2F 高知県行政書士会内 ☎802-2343
		四国税理士会 高知県支部連合会 高知市本町4丁目1-8 高知フコク生命ビル内 ☎822-5837
社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 権利擁護センター 高知市朝倉戊375-1 高知県ふくし交流プラザ内 ☎850-7770		
法テラス [日本司法支援センター] ☎0570-078395	事業概要	日常生活の法的トラブルの解決に役立つ法制度の情報提供、相談内容に応じた機関や団体を紹介します。
	相談時間	午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓 口	法テラス高知 (日本司法支援センター ～高知地方事務所～) 高知市本町4丁目1-37 丸ノ内ビル内
心の健康相談 [高知県立精神保健 福祉センター]	相談内容	こころの健康、精神保健福祉に関する相談
	相談時間	[心のテレ相談] 月～金 午後1時～3時 ☎823-0600 [面接相談予約] 月～金 午前8時30分～正午/午後1時～5時15分 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます) ☎821-4966
	窓 口	高知県立精神保健福祉センター 高知市丸ノ内2丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎内
高知県歯科医師会 在宅歯科連携室 ☎875-8020	実施事業	高齢や障害などの理由で歯科診療所に通院できない人がいつまでも口から食べ続けられるよう、在宅で歯科診療が受けられるように、相談窓口を開設しています。
	相談時間	月～金 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓 口	一般社団法人 高知県歯科医師会 在宅歯科連携室 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター内



福祉用具などの相談 ☎844-9271 県民いきいき講座 ☎844-9054	実施事業	福祉用具の展示・試用のための貸し出し、県民いきいき講座、介護・福祉用具等に関する相談
	相談時間	午前10時～午後4時 (第2日曜・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓口	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 高知市朝倉戊 375-1 ふくし交流プラザ内


高知市生活支援相談センター ☎856-5529	実施事業	債務問題や経済的理由で生活に困窮されている人の総合相談窓口。本人が自立の意思を持っている場合、サポートします。
	相談時間	月～金 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます)
	窓口	高知市生活支援相談センター 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター内

高知市老人クラブ連合会 ☎831-3324	活動内容	高齢者の健康づくり、生きがいくづくり、仲間づくりのため、文化・スポーツ・地域奉仕活動を推進
	窓口	高知市老人クラブ連合会 高知市百石町3丁目1-30 高知市南部健康福祉センター内


リフォーム支援ネット「リフォネット」 ホームページアドレス https://www.refonet.jp	事業概要	住宅リフォームを考える人を支援する公的なインターネット情報サービスです。電話相談も受け付けています。
	電話相談 [住まいるダイヤル]	住宅リフォーム・紛争処理支援センター相談窓口 午前10時～午後5時 (土・日・祝祭日・年末年始は除きます) ☎03-3556-5147
	窓口	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 東京都千代田区九段北4丁目1-7 九段センタービル内 ☎03-3261-4567

介護サービス事業者に関する情報提供「介護サービス情報公表システム」 ホームページアドレス https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp	「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所・施設のサービス内容及び運営状況に関する情報を都道府県が提供するしくみで、厚生労働省のホームページに掲載されています。インターネットでいつでも気軽に情報を入手することができます。
---	---

ほおっちょけん 相談窓口 	事業概要	<p>どこに相談したらいいのか分からない、生活に関するちょっとした困りごとなどをお聞きし、行政などの専門機関や地域のサービスなどの支援につなぐ相談窓口を地域の薬局や社会福祉法人など、多様な主体のご協力により開設しています。</p> <p>このマークが目印です。</p> 
	ホームページ アドレス	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/189/hocchoken-sodanmadoguchi.html
	窓 口	高知市健康福祉部 地域共生社会推進課 ☎821-6513


高知くらしつながる ネット (Licoネット) 	事業概要	<p>日常生活における多くの困りごとの支援機関やサービス事業所、地域の集いの場などの生活支援情報を簡単に検索できるウェブサイトです。高知市の「医療機関」や「介護保険・介護予防」、「障害福祉サービス」、「子育て支援」や「ボランティア活動」、「相談窓口」などのさまざまな情報を掲載しています。</p>
	ホームページ アドレス	https://chiiki-kaigo.casio.jp/kochi
	窓 口	高知市健康福祉部 地域共生社会推進課 ☎821-6513

電子申請サービス


ぴったりサービス (オンライン申請)  マイナポータル QRコード	事業概要	<p>ぴったりサービスとは、国が運用するマイナポータルサイトを利用して、行政の様々な手続きをオンラインで行えるサービスです。市役所へ行くことなく、いつでもどこでも申請できます。</p> <p><対象手続き></p> <p>要介護・要支援の認定申請、居宅サービス計画作成依頼の届出、介護保険被保険者証や介護保険負担割合証の再交付申請など</p> <p><必要なもの></p> <p>マイナンバーカードとスマートフォンなど</p> <p>※一部、添付書類の提出が必須の手続きがあります。</p>
	ホームページ アドレス	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/24/pittari.html
	窓 口	高知市健康福祉部 介護保険課 ☎823-9927

高知市の問い合わせ先


介護保険に関するお問い合わせは

	高知市健康福祉部 介護保険課 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 高知市役所 本庁舎2階 204窓口
	◆ 資格賦課係：介護保険の資格取得・喪失、介護保険料 ☎ 823-9971 ◆ 認定係：要介護（要支援）認定 ☎ 823-9931 ◆ 給付係：介護保険の給付サービス ☎ 823-9959 ◆ 事業係：介護サービス事業者の指定・苦情相談 ☎ 823-9972 ◆ 管理係：介護保険課の庶務・管理 ☎ 823-9927
	FAX 824-8390 ホームページアドレス https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/24/


介護予防等に関する相談、「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」「しゃきしゃき百歳体操」等に関するお問い合わせは

	高知市健康福祉部 基幹型地域包括支援センター 〒780-0065 高知市塩田町18-10 高知市保健福祉センター1階
	☎ 823-4014 FAX 821-6088 ホームページアドレス https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/194/

高齢者の福祉サービスに関するお問い合わせは

	高知市健康福祉部 高齢者支援課 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 高知市役所 本庁舎2階 207窓口
	☎ 823-9441 FAX 823-9434 ホームページアドレス https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/

健康診査（がん検診、健康増進法健診、成人歯周病検診等）・保健指導・健康相談など健康づくりに関するお問い合わせは

	高知市保健所 健康増進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター1階
	☎ 803-8005 FAX 823-8020 ホームページアドレス https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/37/